

彩の国さいたま

建産連ニュース

社団 埼玉県建設産業団体連合会
法人

'94/4

APRIL.15.FRI No. 60



田ヶ谷サンスポーツランドの富蒲苑

建産連の SLOGAN
[活動指標]

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帶協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

建産連ニュース・目 次

表紙写真説明

写真でみる菖蒲苑のある田ヶ谷サンスポーツランドは、騎西町大字上崎地内、面積3.73ha。騎西町が雇用促進事業団資金を導入、騎西労働者体育センターとして整備したもので、菖蒲苑はこの一角にあり、花の見頃は5月中旬～下旬、交通はJR鴻巣駅又は東武鉄道加須駅下車でバス利用が便利。
(写真提供・県公園緑地課)

◆地方公共団体入札・契約手続改善及び運用に関する改善方策	建設省・自治省	2
◆「公共入札指針」原案の骨子	公正取引委員会	6
◆特集・行政情報		
(1) 平成6年度県当初予算並びに主要施策の概要		8
(2) 改正・地価監視区域制度		14
(3) 改訂・用途地域制度		16
◆シリーズ特集・「21世紀を展望した街づくり」その56		
.....秩父市		18
◆特集（連載寄稿） 世界の遺跡見てある記(3)		
——ソウル王宮を巡る—— 杉江啓二		20
◆事業報告		
建設業経営研修会		25
◆理事会・委員会報告		27
◆埼玉県建設生産システム合理化推進協議会		29
◆告知板		
(1) 県庁組織改正（4月1日付）		30
(2) 改正「道交法」（過積載関係）概説		31
(3) 機械・設備貸与制度について		33
◆企画シリーズ・県内文化遺産めぐり		
古寺社探訪(10)		34
◆建産連だより		
会員団体の動静		36
◆連合会日誌		40
●財建設物価調査会案内広告		(26)

地方公共団体に向けた――

公共工事入札・契約手続改善

及びその運用に関する改善方策

――建設省・自治省――

一部の建設業及び建設関連業において工事等受・発注にまつわる不祥事が相次いで発覚するにようび、地方公共団体の公共工事の入札・契約に対する国民の信頼を失墜したことに鑑み、建設省並びに自治省では、昨年12月全国都道府県及び市町村に対し入札・契約手続改善及びその運用に関する改善方策を提示、積極的な取り組みを求ることとした。

これには、これまで地方公共団体がまちまちである入札・契約に関する制度等を見直し、統一的制度の下に運用することを狙いとしたもので、建設省・自治省が同一歩調をとったことに意義がある。ここに全文を掲載して参考に供することとした。(W)

1. 多様な入札方式の活用

(1) 一般競争入札等の活用の検討

指名競争入札は、工事施工の質の確保を図り、また地域の実情を反映させるため、発注者が信頼し得る施工業者を指名により選定し、入札を行わせる方式であり、国・地方を通じ幅広く活用されてきたものであるが、反面、指名に伴う不祥事の発生のおそれ、入札参加意思のある者に対する参加機会の確保が不十分などの問題点がある。したがって、現在行われている指名競争入札に加え、それ以外の多様な入札方式の活用を図るべきである。

この場合においては、地方公共団体における公共工事の特質から、不正を招きにくいものであること、良質な工事の施工が確保できるものであること、地域の実情や国際化に対応し得るものであることなどの要素を満足しうる入札方式が検討されるべきである。

基本的には、地方公共団体における入札・契約は、法令の範囲内において、地方公共団体の自主的な判断により、適切な入札方式を選択のうえ行われるべきものであるが、国民の信頼を確保するため、中央建設業審議会の建議も踏ま

え、今後、できる限り次のような入札方式の採用を勧めることとするべきである。

ア. 都道府県及び指定都市の大規模な公共工事については、いわゆる制限付き一般競争入札を採用すること。

なお、制限付き一般競争入札の対象となる国、公団等の工事について、中央建設業審議会の建議は、原則として、各々一定規模以上の大規模工事とするべきであるとされており、制限付き一般競争入札の対象となる都道府県及び指定都市の大規模工事の具体的金額については、国、公団等の対応も踏まえて決定するべきである。

もちろん、都道府県及び指定都市がこれ以外の工事について制限付き一般競争入札を採用すること、及び市町村が制限付き一般競争入札を活用することを妨げるものではないこと。なお、その場合にあっては、(2)で述べている点に留意の上、実施すべきであること。

イ. ア以外の都道府県及び指定都市の公共工事及び市町村の公共工事については、指名競争の方法として、公募型指名競争入札や工事希望型指名競争入札（別紙1）があるが、技術的適性又は入札意欲等を指名に反映させるため、その

採用も検討すること。

(2) 一般競争入札を活用する場合の資格審査等の整備及び見直し

一般競争入札の活用を図る場合において、良質な工事の施工を図るため、以上の点について検討し、実施する必要がある。

ア. 入札参加資格、格付け及び発注標準の整備及び見直し

(ア) 地方公共団体が一般競争入札を実施しようとする場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5(制限付き一般競争入札の場合には同令第167条の5及び第167条の5の2)の規定に基づき、入札参加資格を定めるとともに、工事種別ごとに、契約予定金額に対応する等級区分(発注標準)を適正に定め、これらに基づき入札参加資格の審査及び格付けを行うこと。

(イ) 入札参加資格の審査を行い、格付けをする際の客観的審査事項としては、経営事項審査(建設業法・昭和24年法律第100号第27条の23の規定によるもの)の項目を採用すること。

(ウ) 一般競争入札を行う場合に、発注標準の細分化や事業所の所在地等の定めにより、極めて限定された業者しか入札できなくなり、一般競争入札の利点が損なわれることのないよう、発注標準の設定及び格付けを行うに際しては、参加見込み業者数等を十分検討のうえ行うこと。

なお、入札参加資格の確認等の事務について、発注地方公共団体の処理能力を超える数の業者が入札に参加し、その結果、発注事務に著しい支障を来すこととならないよう、予定工事件数等についても考慮すること。

(エ) 入札参加資格審査については、競争性をより高め、また、外国企業への対応等を図るために定期的に行う審査の回数の増加を図るだけでなく、できる限り同時にに対応できる事務処理体制を整備すること。

イ. 個々の入札ごとの工事の質の確保の方策

個々の入札について、アの措置に加え、地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づくものとして、過去の同種工事の実績、十分な資格・

経験を有する技術者の配置等を条件とすること。

なお、条件の設定に当たっては、具体的、客観的に定めるとともに、過度に厳しい条件を定める等によって、新たな建設業者の参入を阻止するようなこととならないように配慮すること。

2. 指名競争入札における透明性及び公平性の確保

(1) 指名基準の策定

指名競争入札を行う場合にあっては、指名を適正に行い、また、指名の適正さを担保するための内部チェック、監査等に資するため、明確な指名基準を定めることが必要である。

したがって、指名基準を策定していない団体にあっては、直ちに具体的な指名基準を策定するべきである。また、既に、指名基準を策定している団体にあっても、その内容が抽象的過ぎる場合には、より具体的な指名基準とするよう見直す必要がある。

また、指名基準をさらに具体的に補完するため、その運用基準もあわせて策定する必要がある。

なお、建設省における指名基準及びその運用基準は別紙2のとおりである。

(2) 指名基準、指名結果、入札経過及びその結果並びに発注標準の公表

指名競争入札に係る不祥事件を防止するとともに、国際化への対応を図るため、指名競争入札の透明性をより高める必要があるが、その一つの方策として、指名基準及びその運用基準、指名結果、入札経過及びその結果並びに発注標準の公表を行う必要がある。

この場合、指名結果、入札経過及びその結果については、これまでのよう、閲覧方式により入札ごとに個別に公表するだけではなく、一定期間に行われた入札をまとめて、一定の場所において一括公表することも行うべきである。

また、公表の期間も最低3ヶ月以上とするなど、期間を延長するとともに、公表方法も閲覧方式だけでなく、告示等による方法も検討するべき

である。さらに、年間を通した業者別の受注額の公表についても検討する必要がある。

指名基準及びその運用基準並びに発注標準については、告示等適切な方法により公表すべきである。

(3) 指名の公平性の確保

指名の公平性を確保し、恣意的な運用を排除するため、指名基準の整備とあいまって、当該指名基準に基づく適正な指名が行われるよう、指名は、合議制である指名審査委員会の議を経て行うことを原則とするべきである。

また、既に指名審査委員会を設置している団体にあっても、委員の構成、審査方法及び審査結果の用いられ方等を検討し、その運用が形骸化することのないよう、一層の適正化を図るべきである。

3. 競争性の向上

競争入札においては、入札参加者の公正かつ自由な競争を確保すること及びその競争性の向上を図ることが重要であり、談合等不正な行為はあってはならないものである。

談合については、公正取引委員会等関係省庁による的確な対応が期待されるものであるが、一般競争入札の活用等入札・契約手続き及びその運用の改善を図ることにより、談合を行いにくくする必要もあるところである。

また、競争入札における競争性の向上を図るために、入札辞退の自由を明文化し、入札参加者に周知しておくことが必要である。

さらに、真摯な見積もりを促すため一定の工事については工事費内訳書の提出を求めるとともに、見積期間の基準を建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に基づいて定めるべきである。

4. 監査の徹底

中央建設業審議会の建議においては、競争参加条件の設定（指名業者の選定）等の経緯及び理由について、発注者から定期的に報告を受け、

その内容について監査、勧告することを目的とする入札監視委員会（仮称）の設置を提言されているが、地方公共団体においては、監査委員が中心となってこのような役割を果たすものとされているので、その調整が必要である。

そして、監査委員制度については、平成3年4月の地方自治法の一部改正により、一般監査権限として行政監査権限が付与されるとともに、いわゆるOB制限、監査結果に対する合議制の採用等制度の充実が図られたところであり、監査委員においては、これらの権限等に基づき、入札・契約手続きに対する監査の徹底を図るべきである。

5. 中小建設業者の受注機会の確保

中小建設業者の受注機会については、発注標準の適正化及びそれを遵守すべきであり、優良な中小建設業者の上位の等級に属する工事への指名、分離発注及び計画的発注の推進、経常建設共同企業体への特例措置等により積極的にその確保を図るべきである。

6. 指名、落札等に係る苦情に対する対応

一般競争入札及び指名競争入札における資格審査の結果資格が認められなかった者、及び指名競争入札において指名されなかった技術資料等を提出した者から理由説明、異議の申し立てがなされた場合には、文書により速やかに対応することとするべきである。そのため、担当者の選任、附属機関の設置等処理体制の整備を図るとともに、理由説明等に応じる旨あらかじめ建設業者に通知又は公告するようにするべきである。

7. 不正行為を行った業者へのペナルティー

入札・契約に係る不祥事件を防止するために、不正行為を行った業者へのペナルティーの強化が必要である。

現在、不正行為を行った業者に対するペナルティーとしては、地方自治法施行令に基づく入札参加資格の剥奪のほか、建設業法による許可の取消、営業の停止、更には私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和21年法律第54号）による排除命令、課徴金並びに刑法（明治40年法律第45号）による罰則のほか、指名競争入札については指名停止がある。

したがって、入札参加資格剥奪期間の基準や指名停止基準を策定していない団体にあっては、当該基準を中心公共工事契約制度運用連絡協議会の指名停止要領モデル（別紙3）も参照して策定するとともに、都道府県知事においては建設業法の厳正な適用を図るべきである。

また、指名停止基準等を既に策定している団体にあっても、中央公共工事契約制度運用連絡協議会の指名停止要領モデルも参照して、入札参加資格剥奪期間の延長や指名停止期間の延長を行う等の必要な見直しを行うべきである。

8. 共同企業体

公共工事の発注に当たっては、単体企業への発注が原則であり、共同企業体を活用する場合には、その対象工事は、技術力の結集等により効果的に工事施工が確保できると認められる場合及び優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する場合に原則として限ることとするべきである。

同時に、原則として特定建設工事共同企業体に発注する対象工事の規模を引き上げるとともに、構成員の数は2～3社とし、施工技術上特段の必要性がある場合を除いて、最上位等級と第三位等級以下の組み合わせによる共同企業体は活用しないこととするべきである。

また、予備指名は行わず、あくまでも建設業者の自主的な結成によることとするべきである。

なお、これらのこととを内容とする共同企業体運用基準を速やかに策定し、公表するとともに、策定している団体にあっても必要な見直しを行

うべきである。

9. 工事完成保証人の選定

工事完成保証人制度については、中央建設業審議会において、その廃止及びそれに代わる措置の検討が示されているが、当面、工事完成保証人を付する必要がある場合については、当該建設工事について適正な施工能力を有する相指名業者以外の業者から選定させることとするべきである。

10. 国及び他の地方公共団体との相互情報交換

入札・契約事務の適正な執行に際して必要となる建設業者についての情報は、一の地方公共団体が把握するのではなく、国や他の地方公共団体の情報を相互交換した方が効率的であり、また資格審査等の実効性の向上も期待できるものである。

したがって、その体制の整備について、地方公共団体の意向も踏まえて検討するとともに、工事実績情報システム等データベースシステムへの入力及びその活用を図るべきである。

また、地方公共工事契約業務連絡協議会（地方公契連）等の一層の活用を図るべきである。

11. 技術力の脆弱な地方公共団体に対する業務支援

現在特に小規模な市町村においては技術者の不足から、発注体制が不十分な例も見られ、それを補完・支援する体制の整備が必要になっている。このため、公団・事業団等における受託制度を活用するとともに、都道府県における建設技術センター等の活用を図るべきである。

12. 談合情報があった場合の対応

談合はあるてはならないものであるが、万一談合情報が寄せられた場合にも的確に対応できるよう、あらかじめマニュアルを策定しておく必要がある。

公共入札の談合防止へ

「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」の原案を公表したことについて

公正取引委員会は、去る3月4日公共事業や物品の調達など公共部門の入札について、独占禁止法上の考え方を示す公共入札指針の原案を公表した。

内容は、入札談合の違法性を明確にし、独占禁止法の運用を強化することを狙っており、国だけではなく、地方公共団体、特殊法人などの公共入札全般を対象にしている。指針では、入札に関わる事業者の行為を①独占禁止法上原則として違反となる、②違反となる恐れがある、③原則違反とならない——の3つに分類して具体例を明示、最低入札価格をあらかじめ決めることなどを違反行為と明記している。(下記参照)。

同委員会は、今回の指針において独占禁止法違反行為を未然に防ぐ手段として関係者の理解を深めるいわゆる予防行政の一環として作成したものであるとしている。

なお、同委員会では、この原案をもとに関係省庁や業界団体の意見を求めて、8月を目途に最終案を決めることにしている。(W)

指針（原案）の骨子

受注者の選定に関する行為

●原則として違反となるもの

受注予定者の決定

(留意事項)

- 1) 受注意欲の情報交換
- 2) 指名回数、受注実績等に関する情報の整理・提供

- 3) 入札価格の調整等（注(1)）
- 4) 他の入札参加者への利益供与
- 5) 受注予定者の決定への参加の要請・強要等（注(2)）

●違反となる恐れがあるもの

- 1) 指名や入札参加予定者に関する報告（注(3)）
- 2) 共同企業体の組合せに関する情報交換
- 3) 特別会費、賦課金の徴収

●原則として違反にならないもの

- 1) 発注者に対する入札参加意欲等の説明
- 2) 自己の判断による入札辞退

入札価格に関する行為

●原則として違反となるもの

最低価格等の決定

(留意事項)

入札価格の情報交換

●違反となる恐れがあるもの

入札の対象となる商品又は役務の価格水準等に関する情報交換

●原則として違反とならないもの

- 1) 積算基準についての調査
- 2) 標準的な積算方法の作成等

受注数量等に関する行為

●原則として違反となるもの

受注数量、割合等の決定

●原則として違反とならないもの

官公需受注実績等の概括的な公表（注(4)）

情報収集・提供、経営指導等

●原則として違反となるもの

受注予定者等の決定行為に関する留意事項

- 1) 受注意欲の情報交換等
 - 2) 指名回数、受注実績等に関する情報の整理・提供
- 最低入札価格等の決定行為に関する留意事項
- 1) 入札価格の情報交換等

●違反となる恐れがあるもの

- 1) 指名や入札参加予定に関する報告
- 2) 共同企業体の組合せに関する情報交換
- 3) 入札の対象となる商品又は役務の価格水準等に関する情報交換

●原則として違反とならないもの

- 1) 入札に関する一般的な情報の収集・提供
- 2) 官公需受注実績等の総括的な公表
- 3) 平均的な経営指標の作成・提供
- 4) 入札物件の内容、必要な技術力の程度等に関する情報の収集・提供
- 5) 経常共同企業体の組合せに関する情報の提供
- 6) 共同企業体の相手方の選定のための情報収集
- 7) 発注者に対する入札参加意欲等の説明
- 8) 標準的な積算方法の作成等
- 9) 経常共同企業体の運営に関する指針の作成・提供
- 10) 積算基準についての調査
- 11) 入札参加の在り方に関する知識の普及活動
- 12) 契約履行の必要性に関する啓蒙等
- 13) 国・地方公共団体等に関する要望又は意見の表明

》注《 (1)

受注予定者以外の入札参加者が、受注予定者等から入札価格に関する連絡・指示等を受けた上で、受注予定者が受注できるようそれぞれの入札価格を設定すること。

このことは、受注予定者又は受注予定者の選定方法の決定を前提にして、その決定を容易にし、又は強化等するために行われるものであるが、受注予定者又は受注予定者の選定方法を決定することは、これらの行為を特に伴わないでも、原則として違反となる。

》注《 (2)

事業者が共同して又は事業者団体が、入札に参加を予定する事業者に対して、受注予定者の決定に参加するよう若しくは決定の収容に従うよう要請、強要等を行い、又は決定の内容に従わないで入札した事業者に対して、取引拒絶、事業者間若しくは事業者団体の内部における差別的な取扱い、金銭の支払等の不利益を課すこと。（違反となるもの）

》注《 (3)

事業者間で又は事業者団体が、各事業者に対して、指名競争入札に係る指名を受けたことや入札への参加の予定について報告を求める。（違反となる恐れがあるもの）

》注《 (4)

事業者団体が、関連する官公需の全般的な動向の把握のために、構成事業者から官公需の受注実績に関する概括的な情報を任意に徴し、又は発注者が発注実績若しくは今後の発注予定に関して公表した情報を収集し、関連する官公需全般に係る受注実績又は今後の需要見通しについて概括的に取りまとめて公表すること。

平成6年度県当初予算

並びに主要施策の概要

予算編成の基本姿勢

空前の長期不況続きにより大幅な税収減等厳しい財政状況の中で、財源の確保、経費の抑制に努めながら、景気対策を前面に「環境優先、生活重視」等の県政の基本理念の実現に向けた各種施策の展開を図るため、財源の重点的・効率的な配分を行った。

予算規模並びに主な施策の大要

一般会計予算 1兆5,576億5,800万円（前年度当初比3.8%増）

特別会計予算（13会計の合計額） 3,367億9,582万円（同14.6%増）

公営企業会計予算（6会計の合計額） 1,665億4,823万6千円（同2.9%減）

総額 2兆610億205万6千円（同4.9%増）、初の2兆円の大台を突破した。

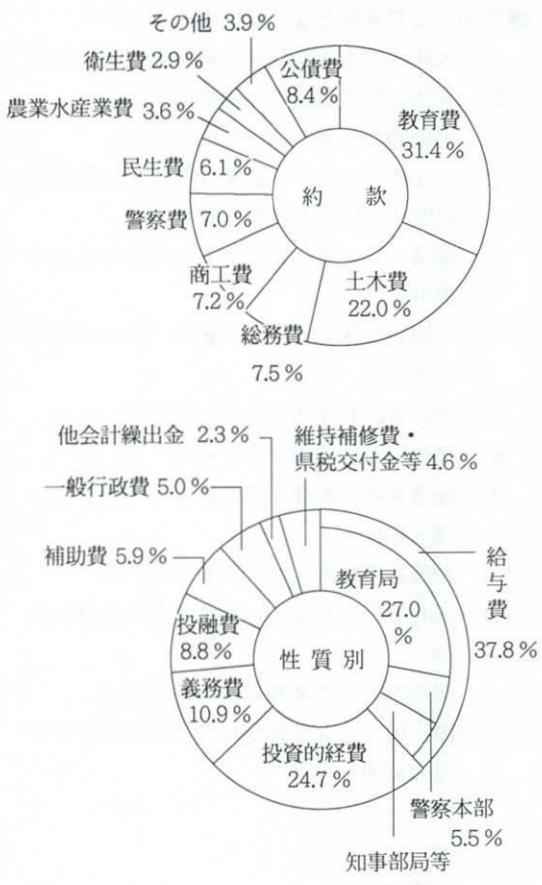
一般会計における歳出款別にみる予算の構成比は、別表のとおりであるが、特に関係深い土木費は全体の22.0%を占め、その額は3,427億3,481万1千円で、対前年度比伸び率は6.9%である。

同じく歳出性質別にみる予算構成比は、別表で示すとおりであるが、そのうちの投資的経費は全体の24.7%を占め、その額は3,856億3,256万円で、伸び率は0.2%である。そのうちの県単独事業1,967億8,948万1千円で、伸び率は4.4%の減である。

また、公共事業予算の面でみると、その合計額は、2,341億1,991万1千円で、伸び率は9.0%、金額で193億5,682万円の増である。

これらを公共（国庫補助）、県単（単独事業）に分けてみると、公共は1,210億3,914万8千円で、伸び率は4.4%、金額では50億8,276万円の増、県単は1,130億8,076万3千円で、伸び率は14.4%、金額で142億7,405万円の増で、特に単独事業予算の大幅な伸びに注目される。

この県費単独費は公共土木事業に積極的に投入、景気対策と生活基盤整備の観点から、道路、街路、公園、河川等の公共土木事業を積極的に実施、特に「県内一時間構想」の実現、新都心の整備等のための道路、街路に重点を置いた。



その他、中小企業対策として新規融資枠の大幅拡大や住宅投資の喚起を狙い、新たに住宅融資制度（貸付限度額1,000万円の融資枠100億円を計上）を設け、促進を図ることとした。

次に地球規模の環境問題に対処するため、特定のフロン対策の推進や市町村等への電気自動車等の導入促進（民間20台、市町村28台、県機関10台を計画）を図るとともに、民間事業者の環境保全への取り組みを促進するための新たな融資制度（貸付枠62億円設定）の創設や、さいたま環境創造基金への積み立ての充実（新規積立12億円）、身近な緑の公有地化の推進（条例指定地の公有化）、廃棄物処理対策の充実（リサイクル・高度処理施設、廃棄物処理施設の整備や処理技術の開発促進等）など環境関連施策の積極的な展開を図る。

次は豊かで活力に溢れた長寿社会に向けて特別養護老人ホームの整備（27カ所の施設補助、14カ所の設備補助等）やホームヘルパーの増員などゴールドプラン関連施設の大幅な拡充を図るほか、（仮称）高齢者介護支援総合センター（平成6～8年度計画で春日部市地内に設置）

及び（仮称）県民福祉研修の森（平成6～7年度計画で飯能市地内に建設）の建設を推進する。

また、医療従事者の養成確保のため、（仮称）県立看護福祉大学（越谷市東部地区に計画、6年度用地買収、地質調査、基本設計）の建設を推進するとともに、県立医療施設等の整備を進めるなど、保健・医療に関する施策の充実に努める。

次に個性を伸ばす人づくりを推進するため、私立学校に対する助成の充実を図るとともに、県立高等学校に総合学科（久喜北陽高校 平成7年度開設）や専攻科（学科転換等）の設置を進めるなど学校教育の一層の充実に努める。

また、（仮称）近代文学館（桶川市地内に計画実施設計に着手）や（仮称）荒川総合博物館（寄居町地内に計画、実施設計に着手）の建設を推進するなど教育・文化に関する施策の充実を図る。

次にさいたま新都心の整備や地下鉄七号線、常磐新線などの軌道交通網の整備と沿線地域の計画的な都市整備を促進するなど地域整備の一層の推進を図ることなど、新たな施策をも加えた新しい土屋県政の幕開けとなる。

建設関連部局別主要事業の概要

—— 数字金額は当該事業予算 ——

住宅都市部

住宅都市部における注目の施策は、①地域特性に応じた建築行政（建築規制の条例化）。改正建築基準法では、条例化及び区域指定することにより、この区域内での建築行為に対し必要な制限を定めることができるとした。そこで県は、関係市町村との協議会を設け問題点を検討、7年度に条例化しようというものの。②「彩の国の家」住まいのローン制度。これは良好な住まいづくりを誘導することを目的としており、このような住宅の建設及び購入に新たな融資制度として創設したもの。③第七期住宅建設五カ年

計画策定の基礎調査。平成8年度から12年度における公営住宅その他地方公共団体が建設する住宅の目標を定めるものである。

以下主な事業を列記する。

▷伊奈モデルタウンの建設=25億5,764万5千円（土地区画整理=22億5,764万5千円、下水道=3億円、▷電線地中化（街路）管路築造=8,400万円、▷街路の整備=89億1,700万円（61路線）、▷緊急地方道路（街路）整備=66億3,400万円（22路線）、▷街路改良=56億500万円（10路線）、▷立体交差築造=3億5,000万円（1路線）、▷住宅宅地関連公共施設（街路）整備=4億2,200万円（2路線）、▷地方特定道路

(街路) 整備=12億4,000万円(7路線)、▷鉄道高架事業=54億7,903万2千円(東武鉄道伊勢崎線)。

▷公園等施設整備=10億5,670万円(県営公園、緑道及びサイクリングコース、大宮公園ほか23公園等)、▷県営公園競技施設等整備=4億150万円、▷大宮公園双輪場施設の改修=2,560万円(宿泊棟・管理棟整備)、▷秩父ミューズパーク施設整備=4億3,328万円(集客施設、汚水管等)、▷加須はなさき公園施設=1億3,350万円(自然観察園整備)、▷(仮)吉川公園建設=3億4,040万円(実施設計及び進入路)、▷(仮)ジョンソン基地跡地公園建設=1億9,970万円(構造物撤去工事)、▷しらこばと公園造波プール建設=11億7,470万円(2年次分)、▷県営公園施設整備=56億4,982万円(秋ヶ瀬公園ほか11公園)

▶流域下水道管理費=151億2,336万7千円(7流域下水道維持管理)、▷県単独流域下水道費=11億650万円、▷荒川左岸南部流域下水道事業=92億1,680万円(9年次分)、▷荒川左岸北部同=43億3,600万円(同)、▷荒川右岸同=95億4,240万円(同)、▷中川同=110億7,430万円(同)、▷古利根川同=6億6,200万円、▷荒川上流同=1億7,480万円、▷市野川同=8億6,500万円、▷砂川堀都市下水路=2億8,050万円。

▷地価調査=7,034万3千円(基準地905地点)、▷地価動向監視=2,925万2千円(基準地等130地点)、▷景観形成推進事業=1,048万3千円(地区指定ほか)

▷第七期住宅建設五箇年計画策定基礎調査事業=1,714万5千円、▷住宅建設資金融資事業=112億4,335万4千円(新・増築購入資金貸付、新築1,850戸、賃貸共同住宅280戸分)、▷彩の国の家住まいのローン事業=50億500万円(高品質住宅新築、購入資金貸付(1,000戸))、▷特定優良賃貸住宅供給促進事業=5億1,172万4千円(家賃対策補助)、▷県営住宅用地取得事業=154億7,532万8千円。

▷四年度公営住宅建設費=9億8,986万4千円(3年次支出分)、▷五年度公営住宅建設費=113億2,822万円(2年次支出分)、▷六年度公営住宅建設費=48億4,700万円(中・高層700戸、3年継続1年次分)、▷県営住宅管理事業=114億843万1千円(22,022戸の維持管理)

土木部

土木行政推進の視点、①県内一時間構想(主旨本誌前号所載)を目指した交通網の整備、②渋滞解消・隘路解消など緊急に対応が必要な道路の整備、③人と自然にやさしい道路づくり、④災害に強い地域づくり、⑤自然や人にやさしい川づくり。

▷道路の改良=340億2,540万7千円(国県道161路線296箇所のほか踏切除却等)、▷緊急地方道路整備=76億5,800万円(改築)、▷道路の舗装=9億5,900万円(改良区間39路線47箇所)、▷橋梁整備=46億500万円(老朽橋架換60橋)、▷交通安全対策=102億7,900万円(交通渋滞解消、歩道整備、横断橋架設等)、▷みちのオアシスの整備=1億5,500万円(個性のある道づくり)、▷自転車道の建設=1億1,500万円(サイクリング道路3路線3箇所)、▷舗装道の維持修繕=97億8,222万3千円(指定修繕249箇所114.0km、応急修繕2,960km、補修7箇所9.0km)、▷道路の環境整備=27億5,600万円(側溝整備、道路緑化、関係施設の清掃等)、▷交通安全施設=66億4,500万円(自転車歩行者道整備、交差点改良、道路照明210基、標識119基等)、▷緊急地方道路整備=13億1,000万円(舗装補修、災害防除)、▷道路災害の防除=8億4,751万円(落石防護、法面保護、トンネル防災訓練等)、▷橋梁維持修繕=17億1,800万円(落橋防止、再塗装ほか一般修繕)、▷電線地中化管路築造=10億2,600万円(12箇所825m)、▷わかりやすい道路標識整備=6億7,400万円(別掲図参照・小型案内標識の設置5,840基)、▷道路連続緑化の推進=4億円(並木道づくり12箇所)、▷景観モデルの整備=3億5,000万円(大宮駅

東口380m)。

▷水害をなくす河川の整備=310億8,896万4千円(土砂の浚渫、護岸工、河道改修等)、▷河川激甚災害対策特別緊急事業=12億円(再度災害防止、辰井川水門工ほか)、▷都市河川内水対策=8億2,000万円(治水施設の緊急整備・藤右衛門川)、▷下水道関連特定治水施設=5億6,400万円(鴨川ほか3河川)、▷住宅宅地関連河川整備=81億8,200万円(14河川の河道改修1,210m、橋梁3橋等)、▷住宅宅地基盤特定治水施設等整備=22億600万円(幸手放水路ほか/河川、排水機場1、橋梁2橋等)、▷河川改修=37億5,536万4千円(おおむね国道16号以北の河川改修50河川)、▷都市河川改修=85億9,600万円(国道16号以南の河川31河川)、▷総合治水対策=95億1,000万円(総合的に行う改修、調節池の整備、15河川)、▷調節池の整備=56億200万円(芝川第1及び吉川駅南調節池)、▷排水機場の整備=15億9,000万円(内水排除のための機場及び放水路の建設、大場川ほか3河川)、▷河川環境整備=20億2,200万円(河川浄化、河道整備、3河川)、▷土木施設災害復旧=1億1,880万円(4年度、5年度発生災害及び応急災害復旧)

▷ダムの建設=46億3,010万4千円(合角、大野、小森川3ダム)、▷砂防事業の推進=39億669万円(流路工、既設施設の維持修繕)、▷地すべり、急傾斜地崩壊対策=4億3,700万円(集水ボーリング、擁壁工、水路工)

農 林 部

農林部では、営農の近代化、合理化対策として、次の施策を展開することにしている。

1. 埼玉の農林業の担い手の育成(後継者確保と育成)
2. 生産体制の充実・強化(大規模農場モデル実証事業、農林業の基盤整備等)
3. 特色ある農業の推進(みらい型野菜産地育成モデル事業、ふるさと農産物直促進事業等)

わかりやすい道路標識の整備

道路案内標識の整備については、交差点を中心に大型案内標識の設置に努めているが、県道の道路が輻輳していることや、車を運転する人が多様化するにつれ、近年道路利用者から「標識が分かりづらい」「目的地にたどり着けない」等の意見が出されてきている。

これに対処するため、従来からの「地点名」案内に加え、市販の道路地図とも連動する路線番号を表記した小型案内標識等(右図標準形式)を設置し、日本人はもとより外国人にも分かりやすい、

きめの細かな道路案内を行う。施行計画では、県内全域を対象に県管理道路2,960kmに、1kmごとに設置する。



4. 豊かな県民生活の実現(中核卸売市場の整備、水と緑のふれあいロードの整備等)

5. 地球環境保全機能の維持・増進(100年の森づくり事業、ゴルフ場無農薬管理技術実用化事業等)——を掲げている。

▷一般造林事業=5,730万5千円(造林、保育)、▷創造の森整備=5,007万7千円(造林補助、保育、路網整備)、▷県営林事業=6億3,640万6千円(保育、作業道新設ほか)

▷治山事業=23億3,880万3千円(復旧治山、予防治山)

▷林道開設=24億4,722万6千円(35路線11km)、▷既設林道改良=11億1,712万1千円(124ヵ所47km)、▷林業地域総合整備=4億2,850万円(11路線4km)、▷寄居林業事務所建設=6億6,505万1千円

▷県営かんがい排水事業=33億5,695万円

(継続9地区)、▷県営は場整備=39億6,256万円(継続26地区)、▷県営畠地帯総合土地改良事業=9億8,502万円(継続4地区)、▷県営ため池等整備事業=4億1,764万円(継続5地区)、▷県営地盤沈下対策事業=5億4,100万円(継続1地区)、▷県営水田営農活性化排水対策特別事業=9億6,566万円(継続11地区)、▷県営湛水防除事業=12億3,260万円(継続5地区、新規2地区)、▷見沼中流農業用水合理化事業=2億9,680万円(継続1地区)、▷同上関連受託事業=4億4,308万円(継続5地区)。

▷団体営土地改良事業=51億2,442万円(かんがい排水、農道整備ほか)、▷県費単独土地改良事業=18億6,867万6千円(新規287地区、かんがい排水、は場整備、農道整備、防災等)

▷水と緑のふれあいロード整備事業=9千万円(6~10年度継続、加須市ほか3市5町)。

教 育 局

県教育局では、一般教育・文化施設の整備に当たる一方、職業高校の学科を再編、技術革新に即応した能力を育成、普通高校においても学校の個性化、特色化を図り、多様化する生徒の進路希望に添え得るため学科の再編・コースを新たに設置し社会的ニーズに応えるとした。また、「アート(文化・芸術)に出会うまちづくり」とのユニークな構想で彩の国さいたまのイメージアップに資するなどの施策を推進する。

主な関係事業は、次のとおりである。

▷高校校舎改修=19億1,246万8千円(屋外12校、屋内2校、調査設計8校)、▷同体育館の整備=6億8,412万8千円(改修・戸田、岩槻2校、調査設計3校)、▷同グランドの整備=4億1,057万8千円(表土の補充等改修6校、調査設計1校)、▷同防音校舎空調設備=5億570万1千円(改修3校、調査設計1校)、▷同校舎等維持管理=20億1,105万2千円、▷特殊教育諸学校校舎改修=7億2,451万4千円(全体改修2校、屋内2校、調査設計4校)、▷グラウンド改修=5,731万2千円(1校)、▷プール

100年の森づくり事業

週休2日制の定着、年1,800労働時間の実現、県民の生活意識の一層の変化などから、余暇需要はさらに増加し、森林の自然体験の場、教育の場、レクリエーションの場としての利用に対する要請は一層高まってくる。

このため、伐採の時期を迎えた森林を伐採せず、公的な管理(県が買取る)の下にそのまま維持・育成して、水源かん養等の森林の公益的機能を低減させることなく、さらに高めながら保全するとともに、活用を図りながら「100年の森」として、次代へ伝えていくというのが、この事業の趣旨。

平成6年度においては、近く伐採予定の45年生以上の森林 13.63haの土地及び立木を買い取り、長伐期高齢林として造成して、保全していく。そのための予算 7,722万円を年度当初予算に計上した。

100年の森づくりイメージ図



建設＝10億2,648万8千円（浦和・熊谷・浦和北3校、調査設計2校）、▷職業学科再編に伴う実習棟整備＝3億2,633万6千円（建設1校、改修3校）、▷同特別教室棟建設＝5億1,286万9千円（2校）、▷高校専攻科施設建設＝2億9,729万8千円（1校、調査設計1校）、▷行田工業高校実験実習棟改築＝5億4,522万2千円。

▷（仮）近代文学館建設＝1億4,317万6千円（調査設計）、▷（仮）荒川総合博物館建設＝1億6,406万3千円（調査設計）、▷アートに出会うまちづくり推進＝1,360万4千円（構想策定、計画事前調査）、▷埼玉古墳群整備＝5,270万円（將軍山古墳復原）

企 業 局

▷浦山発電所建設＝4億8,404万2千円（7年度完成予定）、▷（仮）滝沢発電所の建設調査＝4,583万6千円

▷南部工業用水道事業＝16億690万8千円（配水管布設替工事等）

▷水道用水供給事業＝230億1,587万8千円（新三郷浄水場第2期工事、送水施設整備等）

▷吉川・松伏地区工業団地造成＝20億4,652万5千円（整地工事、調整池築造）、▷加須下高柳工業団地造成＝11億4,459万9千円（調整池築造、緑地整備）、▷騎西鴻茎工業団地造成＝19億5,640万5千円（道路築造、水路築造）、▷行田南部工業団地造成＝16億1,704万4千円（用地取得、調整池築造）、▷妻沼西部工業団地造成＝48億5,145万1千円（用地取得ほか）、計画地は妻沼町大字永井太田、男沼、飯塚、弥藤吾地内の54万m²、6カ年継続事業。

警 察 本 部

▷熊谷警察署庁舎建設＝8億6,958万6千円（6～7年度2年継続の1年次分、RC造4階建延3,872m²）、▷警察署庁舎の改修＝1億8,976万円、▷（仮）北部機動センター建設＝11億1,379万3千円（6～7年度2年継続・深谷市地内、RC造4階建延2,274m²）、▷派出所整

備＝5,867万4千円（2カ所）、駐在所整備＝3,701万1千円（1カ所）、▷派出所・駐在所改修＝8,446万2千円。

▷警察官待機宿舎改築＝6億1,043万4千円（1棟、川越市岸町RC造5階建20戸延1,780m²）、▷同宿舎改修＝2億7,000万円、▷同独身待機寮改築＝9億9,293万7千円（1寮）。

▷交通安全施設整備＝54億9,337万7千円（交通管制センター整備、信号機の新設・改良、標識・標示等）。

妻沼西部工業団地造成事業概要

● 計画対象地域

大里郡妻沼町大字永井太田、男沼、飯塚、弥藤吾地内

● 総事業費＝211億7,800万円

● 事業年度＝平成6年度～平成11年度

● 施工面積＝540,000m²

● 分譲予定面積＝358,300m²（有効宅地化率66%）

● 分譲予定期間＝平成11年度

▷ 道路計画

(1) 団地内道路＝幹線幅員16m、補助幹線幅員12m、区画道路副員9m。

(2) 取付道路＝幅員16m（国道407号線からアクセス）

▷ 給・排水計画

(1) 給水＝妻沼町上水道から受水

(2) 排水＝雨水は調節池から男沼門檻悪水路へ放流、汚水は自社処理で妻沼町公共下水道へ排水。

▷ 導入想定業種

化学、金属、一般機械、輸送機械、精密機械、その他の製造業（先端的な都市型業種であり、非用水型企業を中心導入する）

地価監視区域制度の見直し

届出対象面積を緩和(引上げ)・2月1日施行

——埼玉県——

県は、このほど当面の諸情勢を勘案、国土利用計画法による地価監視区域制度の緩和の方針を固め、別表のとおり届け出対象面積の基準を引き上げ、2月1日から適用することとした（この指定期間は、平成6年2月1日から平成8年3月31日まである）。

届出対象面積は、表示のとおり、市街化区域においては、現行の100m²～200m²以上としたものを300m²以上に、また、八潮市と三郷市における市街化調整区域（常磐新線沿線関係）に限り、現行の300m²以上を500m²以上とそれぞれ緩和することとした。

なお、県では、今回の緩和により今後届け出が不要になった土地売買の取り引きについては、国土利用計画法に規定されている「報告制」を活用し、当事者に対し契約状況の報告についての協力方を願うこととしている。

また、300m²未満の取り引きについては、地価の動向、土地取り引きの状況等を的確に把握し、高騰の兆候がみられた場合には、速やかに届出対象面積の引き下げの措置を講じるものとしている。

届出の必要な土地取引

監視区域の届出対象地域及び対象面積は、別表のとおり定めたことを踏まえ、県は次の諸点を明示している。

1. 対象となる取引とは

- ①売買、②共有持分の譲渡、③営業譲渡、
④代物弁済、⑤交換、⑥予約完結権、買戻権等の譲渡、⑦地上権、賃借権の設定・譲渡。

これらの取引の予約である場合も、事前に

届出が必要。

また、土地の取引と合わせて「建物や立木」の取引をするときにも届出（予定価格を記載）が必要。

また、個々の取引面積が届出対象面積より小さくとも、合計すると届出対象面積以上となる「一団の土地取引」は、個々の取引それぞれについて届出が必要としている。

届出の手続き

一定面積以上の土地取引を行うときは、取引の当事者（売買の場合は売主と買主）は、埼玉県知事あてに所定の届出用紙（市町村、土木事務所で配布）に所要事項記入の上、添付書類（これが不備の場合受理されない）を付して『契約締結前』に土地の所在する市町村担当課に届け出る。届出書類等に不備がなければ審査の上適正と認められれば、届出をした日から6週間以内に「不勧告通知書」（承認）が交付（郵送）される。この通知を受けてはじめて契約できることとなる。

事前確認制度

宅地分譲・建売や分譲マンションのようにその契約内容が定型化、類型化している場合は、分譲予定価格が高すぎるものではないとの県知事の確認を受けた場合には、購入者は前出の届出の手続きは必要ないとされている。

罰則

届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をすると6ヶ月以下の懲役または100万円

(別表) 届出対象面積

区分	監視区域対象地域	変更前	変更後
市街化区域	川越市、川口市、浦和市、大宮市、所沢市、狭山市、上尾市、与野市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、上福岡市、大井町、三芳町	100m ² 以上	300m ² 以上
	熊谷市、行田市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、岩槻市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、草加市、越谷市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、伊奈町、吹上町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、大里村、江南町、妻沼町、岡部町、川本町、騎西町、南河原村、大利根町、宮代町、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町、杉戸町、松伏町、吉川町、庄和町	200m ² 以上	300m ² 以上
市街化調整区域	常磐新線沿線関係（八潮市、三郷市）	300m ² 以上	500m ² 以上
	高速鉄道東京7号線関係（川口市、浦和市及び岩槻市の特定区域）	500m ² 以上（変更なし）	
	レイクタウン整備予定地関係（越谷市、富士見市の特定区域）	500m ² 以上（変更なし）	
	首都圏中央連絡自動車道の事業化区間のインターチェンジ関係（川越市、飯能市、狭山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市及び川島町の特定区域）	500m ² 以上（変更なし）	
未線引き都市計画区域及び都市計画区域以外の区域	秩父市、飯能市、深谷市、越生町、名栗村、都幾川村、玉川村、横瀬町、皆野町、長瀬町、東秩父村、美里町、児玉町、神川町、神泉村、上里町、花園町、寄居町、北川辺町	500m ² 以上（変更なし）	
秩父リゾート地域整備構想重点整備地区	吉田町、小鹿野町、両神村、大滝村、荒川村	2,000m ² 以上（変更なし）	

指定期間 平成6年2月1日から平成8年3月31日まで

なお、今回の届出面積要件の緩和に伴い、国土利用計画法第27条の5に規定する報告制を活用することとなりましたので、届出が不要になった契約等について、後日、報告をお願いすることがあります。御協力をお願いいたします。

(参考) 監視区域外の届出対象面積(法定面積)は変更になっておりません。

市街化区域（県内全域監視区域のため該当なし）	2,000m ² 以上
市街化区域を除く都市計画区域	5,000m ² 以上
都市計画区域外の区域	10,000m ² 以上

以下の罰金に処せられることがある。

また、中止等の勧告を受けその勧告に従わず取引を行った場合には、その内容をテレビ、新聞、県報等で公表することにもなっている。

詳しいことは、県住宅都市部土地行政課土地規制係または市町村の国土利用計画法担当課へ尋ねられたい。(W)

改訂・用途地域制度のあらまし

用途地域制度は、健全な都市機能と良好な環境を有する市街地の形成を図るために都市のなかを区分し、それぞれの用途地域ごとに建築物の用途の制限や建ぺい率、容積率、高さの制限などを定めるものである。

このたび、用途地域制度を定める都市計画法及び建築基準法の一部が改正され、住居系の用途地域が従来の3種類から7種類に細分化され、全体で12種類となった（商業系、工業系の用途地域には大きな変更はない。）——別表参照。改正法は平成5年6月に施行され、その後3年以内に新しい用途地域への指定替えを行うこととされており、県では、平成7年度の決定・告示を目指して原案作成へ向け作業を進めている。

以下、法改正のポイントをみてみることとした。

都市計画法・建築基準法改正のポイント

昭和60年代からの急激な地価高騰、リゾートブームに乗った乱開発、交通渋滞などの新たな都市問題の深刻化に対処することを主眼に、新しい都市計画法及び建築基準法が昨年6月25日に施行された。まさに22年ぶりの大幅な改正である。

改正の内容は、多岐にわたるが、その主なポイントは、次のとおりである。

1. 用途地域制度の見直し

用途地域制度とは、地区ごとに建築できる建物の用途を規制する制度である。従来の用途地域制度においては、住宅用地と工場用地との区別は厳格であったが、その半面、業務用地と住

宅用地との区別は比較的緩やかなものであった。このため、住宅地にも店舗・事務所等が進出し、結果として住宅地の価格が商業地並みに高騰するという事態が生じた。

そこで今回の改正では、住居を優先する地域については、原則として店舗・事務所等の進出を制限する方向で用途地域の種類の細分化が図られた。

例えば、店舗・事務所の建設がほとんど無制限に進められたため、雑然とした地域と化していた住居地域を細分化し、大規模の店舗や事務所の建設を禁止し、より住居地にふさわしい街づくりを目指す第1種低層住居専用地域を新設した。また、このような住居優先地域の住環境の保護を図るために、パチンコ、カラオケボックス等の建設の規制を強化した。一方、東京都心部に見られるように、商業化が極端に進み、住宅地が圧迫されている地域においては、居住人口の空洞化を防ぎ、住環境を整えるため、中高層住居専用地域が新設された。ここでは、例えば、「1、2階には店舗や事務所、3階以上は純粹な居住用しか許可しない」というような立体的な用途規制も行われる。このようにして都心部における職住共存への途を拓くこととした。

また、今回の改正点では、自動車社会の進展についても配慮している。即ち、道交法・車庫法の改正強化に伴い、市街地においては駐車場の確保が困難な状況に対処するため、従来厳しい車庫の面積規制等がなされていた住居系地域の規制を大幅に緩和し、特に新たに設けた準居住地域については、面積規制を撤廃した。

なお、新たな用途地域の指定替えは、平成5

改 正 前		改 正 後
住 一 居 系	①第一種住居 専用地域	①第一種低層住居専用地域 (低層住宅の環境保護のための地域)
		②第二種低層住居専用地域 (小規模な店舗の立地を認める低層住宅のための地域)
	②第二種住居 専用地域	③第一種中高層住居専用地域 (中高層を含む住宅の環境保護のための地域)
		④第二種中高層住居専用地域 (必要な利便施設の立地を認める中高層を含む住宅の環境保護のための地域)
	③住居地域	⑤第一種住居地域 (大規模な店舗、事務所の立地を制限する住宅の環境保護のための地域)
		⑥第二種住居地域 (住宅の環境保護のための地域)
		⑦準住居地域 (道路の沿道において、自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域)
商 業 系	④近隣商業地域	⑧近隣商業地域 (近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域)
	⑤商業地域	⑨商業地域 (店舗、事務所等の利便の増進を図る地域)
工 業 系	⑥準工業地域	⑩準工業地域 (環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域)
	⑦工業地域	⑪工業地域 (工業の利便の増進を図る地域)
	⑧工業専用地域	⑫工業専用地域 (工業の利便の増進を図るための専用地域)

年度に建築物の現況調査に着手、素案の作成、地元説明会さらに公聴会を経て都市計画原案の作成、市町村審議会さらに都市地方審議会等の議を経て計画決定の上平成7年度の告示へと作業が進められることになっている。従って、告示後に新築、改築される建物については、新たな用途規制が適用されることになる。

2. リゾートマンションの規制

改正法では、リゾートマンションの乱立による自然環境保護のための制度が整備された。従来、都市計画区域内で用途地域の指定のない区域においては、建築規制が緩やかで、容積率・建ぺい率が一律に定められていたが、これに加えてより小さな容積率・建ぺい率のメニューを追加設定し、これを地方公共団体が状況にあわせて選択できることになった。

3. 市町村主導への配慮

都市計画の基本方針とするマスター・プランを市町村主導で策定することにより、地域住民の意見を反映させたよりきめ細かい都市計画ができるよう配慮された。

その他、改正法には、耐火性能を持つ木造3階建て共同住宅（アパート等）の建設の許容、準住居地域や近隣商業地域でのミニシアター建設の許容等、昨今の社会状況の変化に対応した規定や、公共設備の整備状況に応じて容積率を変える「誘導容積制度」等が盛り込まれた。

以上、改正の主な視点部分をあげたが、その特徴は、主として住宅系用途地域を細分化することにより、住宅以外の建物が混在することを抑える一方、情勢の変化に対応し、規制の緩和・環境面への配慮等をもって良好な住環境づくりを目指すものであって、その効果が期待されるものである。（W）



個性的で魅力のある

まちづくりを目指す

秩父市長 内田全一

豊かな自然と伝統を持つ心のふるさと、それが秩父です。

秩父といえば、京都の祇園祭、飛驒の高山祭と並ぶ日本三大曳山祭のひとつ「秩父夜祭」をあげる人も多いことでしょう。

秩父夜祭は、300余年前の寛文年間に始められたと伝えられており、祭に牽引される屋台・笠鉢6基と屋台行事・神楽はそれぞれ国の有形、無形民俗文化財に指定されております。

この祭の諸行事は12月1日から6日まで行われておりますが、一番の盛り上がりを見せるのは12月3日です。当日は、朝から大勢の見物客が出てにぎわいを見せ、その盛り上がりは日が沈むにつれて高まります。夜になり、屋台をお旅所（秩父公園）に曳きあげる直前の団子坂にさしかかると、屋台に乗る者・曳く者・見る者が一体となって、祭りは興奮のるつぼと化しクライマックスを迎えます。この祭りが終わると秩父の人々は、年の瀬を迎える準備に取りかかります。

この他にも秩父には、古くからの祭りが数多く行われております。また、日本百番靈場のひとつに数えられる札所34か所をはじめ、様々な

寺社がございます。

秩父には、更にこれらを取り巻く素晴らしい自然があります。荒川の清流、秩父のシンボルとも言える武甲山などの秩父を取り囲む山々。こうした自然の恩恵を受け秩父は発展してまいりました。

一方、平成元年3月には秩父リゾート整備構想が国の承認を受け、「感性と共感」を基本として、平成3年にはその中核である「秩父ミューズパーク」が一部オープンいたしました。秩父ミューズパークは、現在も整備中であり、続々と新規施設が完成の予定です。このリゾート施設は音楽とスポーツに照準を合わせ、すでにテニスコートやプール（冬季はアイススケート場）などスポーツ施設では、季節を問わず活



日本三大曳山祭の一つ「秩父夜祭」の偉観

動ができ、音楽堂や野外ステージなどの文化施設では、各種イベントが開催されております。秩父ミューズパークは、今までの「伝統と文化の秩父」に加え、現代的なリゾート感覚をマッチさせた一大リゾート拠点として、地域に新風を吹き込むとともに全国からのリゾート客の誘客拠点として今後ますます脚光を浴びることでしょう。

このように伝統と現代感覚の融合した秩父地方に点在する観光資源を連結し、また、遠方からも多く観光客にお出でいただくためには、交通機関、特に道路整備は必要不可欠といえます。

現在、秩父地域においては、観光・リゾート客が年々増加しており、それに伴い車両台数も増加しております。

市内の道路網は、国道140号線と同299号線と



▲
秩父ミューズパーク
野外音楽堂外観

▶
秩父リゾート整備地域
丘陵地の遠望



いう2本の国道をメインとしてさまざまな路線が張りめぐらされておりますが、充分な機能を果たしているとは言えません。観光シーズンや日・祝祭日はもとより、平日においても慢性的な交通渋滞を引き起こしております、観光客に悪印象を与えるばかりか地元住民の日常生活にも支障をきたしております。さらに、平成9年度に埼玉県と山梨県を結ぶ「雁坂トンネル」が開通いたしますと、現在にも増して、地域内道路交通網の整備が重要視されることでしょう。

今後更なる観光・リゾート開発を推進し、地域を発展させていくためには、首都圏域等からのアクセス整備、及び地域内の幹線道路の整備を図る必要があります。

21世紀を目前にひかえた今、個性的で魅力のあるまちづくりを推進していくためには、道路は重要な役割を担っており、道路整備は必要不可欠といえます。

今後も、秩父地方の観光資源を活かし地域の活性化を図るためにも、リゾート地域の整備と道路整備を最重要課題として取り組んでまいります。

世界の遺跡見てある記(3)

——ソウルの王宮を巡る——



杉江 啓二

1. 現在のソウル

久しぶりにみたソウルの街は、完全に近代都市に変貌していた。もう15年以上前にもなるであろうか。筆者が最初にみたソウルの街並みは、いくつかの高層ビルがあるとはいえ、まだまだ小規模な、どちらかといえば粗末ともいえる様相を呈していた。第2次大戦後の復興中の日本を思わせる雰囲気が街中に漂っていて、日本とは確実に20年位の文明差があるように痛感したことを覚えている。それがどうであろう。現在のソウルは、かつての姿が偽りであったかのように、すさまじい発展をとげている。人口約1,200万人、これは、韓国の総人口の4分の1以上にもあたるという。都心には、超近代的な高層ビルが屹立し、大河漢江沿いには高級マンション群が立ち並ぶなど、極めて先進的な顔をのぞかせている。世界でも屈指の、この巨大都市には、それ以外にも様々な顔を見ることができる。いくつかの王宮からは、王朝時代の栄華の香りが漂い、高層ビルの谷間からは、古い民家の瓦屋根の優雅な曲線美が垣間みえる。悠然と流れる漢江や、緑豊かな公園に憩う多くの人々を包む静寂に満ちた空間からは、安らぎと、落ち着きと、安堵の空気が流れている。韓国の伝統的建築物に用いられている丹青といわれる5つの色のように、一つ一つが決して混合し合うことなく、明白にその個性を主張しているのが、今のソウルの大きな特色である。かつての35年間におよぶ日帝時代のうっぷんを晴らすかのように、今日のソウルには、独自の国民性と、個性豊かな生き様をみせる数多くの人々の自信に満ちあふれた表情が、いたるところから



ソウルのシンボル南大門

伝わってくることを、筆者は、この目ではっきりと感じることができた。栄華の香りが今なお鮮明に残る朝鮮王朝500年の歴史を刻んだいくつかの王宮遺構を巡りながら、当時の面影を十分にしのぶことに、筆者の胸は大きくはずんでいた。

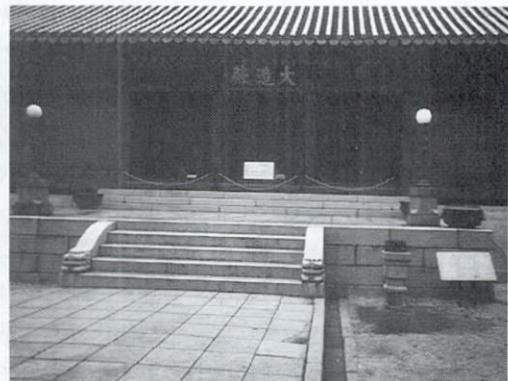
2. 昌徳宮

秋の中頃であったが、その日はずっと雨に見舞われてしまった。烈しい雨ではなかったが、多少の風にあおられて、横なぐりに雨滴が身体をぬらしてしまう。そうした中を、チャーターした自動車で、まずは昌徳宮を訪れてみた。ソウル市街の中心地近く、少し北へはづれたところに、それは壮大な姿をみせていた。朝鮮王朝第3代目の王太宗が、1405年、離宮として建てた宮殿だという。その後、歴代の王達による補完工事が行われ、1412年には、正門である敦仕門が完成し、後年には敷地も徐々に拡大され、現在では、15万坪以上を数える広大なものとなっている。壬辰の乱や、幾度かにわたる火災によって、焼失と再建がくり返されたが、1600

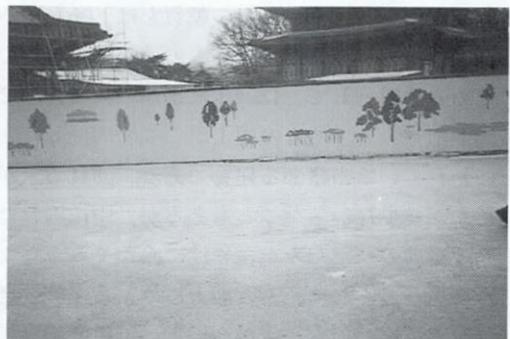
年代に入り、光海君の時代に正宮として使われてからは、約300年間にわたって歴代諸王の執務処となった。昌徳宮の正殿である仁政殿をはじめ、王の寝所として用いられた大造殿や樂養齋など、宮内の主要な殿閣は、今なお当時のままの状態でその雄姿をみせていた。時間をかけて宮内を巡ってみたが、思ったほどは混雑しておらず、のんびりと見学することができた。宮殿附属の後苑である秘苑は、王朝時代の造園技術の粋を集めたものといわれていて、大木が茂る中に谷や、川や、池などの自然美をふんだんにとり入れてあり、まことに絶景であった。殿や門や閣などの建築物合わせて41棟がこの宮内には現存しているが、その保存状態も極めて良好で、5大王宮の中でもトップといわれているとの説明を、同行の現地ガイドからきかされた。宮内では、たまたま一部の建物の補修工事が行われていたが、工事現場の外周を囲った壁面に様々な絵が描かれているのに気がついて、何かほのぼのとした気持にさせられた。日本で今、盛んに認識されているCCDI運動のようなものであろうか。雨にうたれながら、その絵はきわだって新鮮な雰囲気をかもしだしていたように思う。

3. 景福宮

昌徳宮より自動車で約15分、やや中心地へ近づいたあたりに、この景福宮はどっしりとしたたたずまいをみせていた。朝鮮王朝を建国した李成桂によって、1392年に建立された王朝最初の正宮である。敷地約13万坪、宮内に建てられた殿閣は、悠に200棟を超えたという。壬辰の乱をはじめ、幾多の戦いや火災などでその殆どが焼失しており、その後再建されたものも多いが、結果的には10棟あまりが現存するのみとなっている。1592年に起こった壬辰の乱によって、景福宮は全焼の悲運にみまわれたが、王宮としては不吉だということから、以来273年間は、決して重建されることとはなかったらしい。しかしながら、19世紀半ばになって興宣大院君の命で改めて再建が開始され、創建当時の規模、



▲昌徳宮にある王の寝所として用いられた大造殿
補修工事現場でみた外壁に描かれた絵（昌徳宮）▼



形状に復元された後、高宗の時代に入って、昌徳宮から再びここへ王宮を移しかえたといわれている。1895年、閔妃が日本人によって殺害される事件が発生、1896年に高宗がロシア公館に播遷すると同時に、この景福宮は王宮としての命を絶たれてしまうこととなった。1910年には、日本による国権奪取という不幸な事件が勃発する。そのため、200以上もあった殿閣は、その殆どが破壊されたり償却させられてしまい、正殿である勤政殿や、慶会楼などがわずかに残るだけとなってしまったのである。日本人は、やがて勤政殿の真正面に朝鮮総督府の庁舎を建設することになるが、これによって、榮華を誇った景福宮の景観は、完全に崩れ去ってしまったといえよう。朝から降りつづいていた雨が、何故か急におさまっていた。さすがに陽光とまではいかなかつたが、傘を持つわざらわしさからは解放され、ゆっくりとした気持で景福宮全域を巡ることができた。宮内に入ってま

ず最初に目に入ったのは、敬天寺十層石塔と称される高さ13mの大理石の仏塔である。芝生の真中にボツンと立たずむ様は、何か違和感があったが、それもそのはずで、もともと京畿道開豊郡扶蘇山敬天寺にあったものを、日帝時代に日本人が日本へ運び出したものを、取り戻して現在の位置に建て直したものとのことであった。基壇や塔身には、仏や、菩薩や、華花の紋様が見事に彫刻されていて、全体的には、木造建築の構造をそのまま模倣しているかのようだ、当時の建築様式を知る上で、貴重な文化財になっていることを聞かされた。景福宮の正殿は勤政殿である。文武百官の朝賀をはじめとする国家儀式を実施したり、外国の使臣との接見のための法殿として、1394年に創建された。第2代の定宗以下、殆どの国王がここで即位したといわれている由緒ある建物である。訪れる人がたまたま少なかったこともあるが、雨にぬれた勤政殿前の石だたみが、やけに冷たくみえたようだ。そして、ふと前方にみえる旧朝鮮総督府の建物の偉容に気がついて、筆者の脳裏には、思わず戦慄のようなものが走っていた。政治問題として、未だにしこりを残す日帝時代の総本部が、ここにあったのかという実感が、筆者の全身に涌き上がってきたからだ。思政殿や千秋殿、修政殿や萬春殿を巡ってから、慶会楼に足を運んでみた。創建者太祖は、宮内の西方に池を設けたが、その中に建てられたのが慶会楼という楼閣であった。ここもまた壬辰の乱で焼失したため、現存するのはその後の再建築物である。慶会楼の欄干や、陸とつなぐ三つの石橋の柱には、様々な形の獣が彫刻されていて、壯嚴の中にもそのち密さが伺える。楼閣建造物としては、この慶会楼が韓国最大のものであることを、現地のガイドからきかされた。宮内の北方にも、王妃の寝所である交泰殿があるが、その後庭にある慶会楼の池で掘り出した土砂を用いて築造した人造山を、蛾帽山と称している。花崗岩の石材を数多く用いて段状の花階を設け、適切な花と木を配植したレイアウトは、四季の



景福宮の正殿である勤政殿



▲勤政殿の真正面に残る旧朝鮮総督府（景福宮）

韓国最大の樓閣、慶会樓（景福宮）▼



変化に対して見事に調和し、韓国式庭園の代表的なものとして、安定した姿をみせていた。秋の日は決して長くない。まして雨模様の一日である。たそがれどきをはっきりと感じとれる時間になり、筆者は宿舎への帰途についた。その帰り道で、必ず南大门を詳細にみることを忘れ

ないようにとのリクエストを、同行のガイドに強く述べながら筆者は自動車のソファーに身体を深く沈めていた。

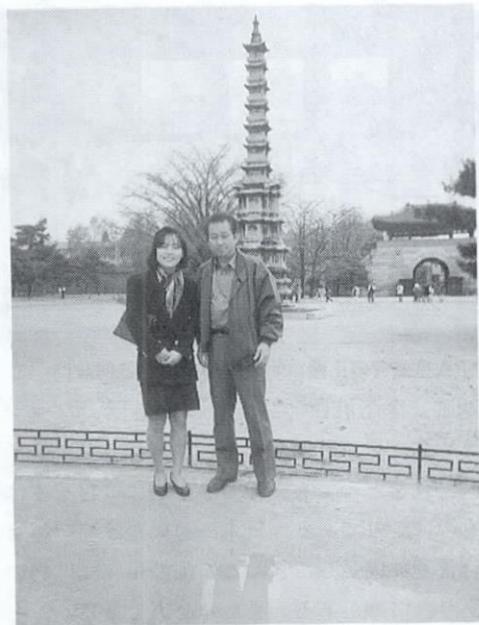
4. 南大門

広い道路が交差するあたり、少し足をのばせば鉄道のソウル駅にぶつかる。南にドイツ大使館の建物をみながら、往きかう自動車の群に囲まれるようにして、南大門はその壯厳な姿をみせていた。景福宮からほぼ一直線に南下して、ソウル支庁を左手にみたかと思うと、わずか数分で南大門であった。特にライトアップなどはされていないので、よく注意していないと、気づかないままに通りすぎてしまいそうである。

1389年、首都の城門の一つとして建てられたものであり、現存するものとしては、朝鮮王朝最古の建造物だという。当初は、当然のことながら、城壁がこの南大門の両サイドに連なっていたのであるが、今世紀初頭になってそれらが撤去され、今では門のみがポツンと取り残されたように建っているのである。基礎部分は石造りの構造で、中央には通り抜けのアーチがあり、その上部に木造の二重樓閣がそびえている。筆者も、それほど広くない敷地内を歩きながら、周辺の景観との比較をしてみたが、林立する高層ビル群にも堂々と対峙していて、少しも負けるところのない、すばらしい迫力をみせていました。韓国の国宝第1号とのことであったが、今も昔も変わらぬソウル一番のシンボルといわれていることに、思わず共感をおぼえずにはいられなかった。

5. 昌慶宮

前日につづいて、5大古宮の一つに数えられている昌慶宮へ足を運んでみた。前日同様あまり好天ではなかったが、幸いにも雨の心配は全くなかった。位置的に何か親近感をおぼえたが、それもその筈で、前日にみた昌徳宮に隣接していたことを後で知り、スケジュール作成の点で少し後悔したことを覚えている。この昌慶宮は、当初は寿康宮と呼ばれていたらしい。あの有名なハングル文字を創案した朝鮮王朝第4代の世



敬天寺十層石塔
(景福宮)

宗王が、父の別宮として建立したものといわれていて、王宮の中では3番目に古いものである。ここもまた、壬辰の乱で殆どの建物が焼失したが、後年になって復元され、現存するものはその大部分が復元されたものばかりである。かつて日帝時代には、宮内に博物館を設置し、動物園、植物園をも併設してその名を昌慶苑としたが、近年になって当時の状態に戻すための努力がなされ、今では昌慶宮として、王朝時代をしのべる心のふるさとの一つになっているのである。正殿としての明政殿、使殿としての文政殿、さらには宴会場としてその役目をはたしていた通明殿等、それぞれの歴史を備えた多くの建築物が、一見似ているようではあっても、細部では微妙な相違をみせながら、筆者の心に対して、長い苦難に耐えてきた歴史の流れを、静かに語りかけているようであった。

6. 改めてソウルを

ソウル市民、いや韓国国民にとっての母なる川漢江、その雄大な流れを一望できる位置にそびえる63階建の生命保険会社の超高層ビル、南山公園に建つソウルタワーから眺望したソウル市内の一大パノラマ、縦横にめぐらされた高速道路の美しいカーブ、超高級住宅の建ち並ぶ南



▲昌慶宮の正殿、明政殿の前にある明政門

部地域、漢江沿いに高くそびえる巨大なマンション群、見事にはりめぐらされたサブウェイ網、どれをとっても、今のソウルには目をみはるものばかりである。日本に追いつけ追い越せを合言葉に成長してきたこの国の現在には勢いがあり、情熱がある。またぜひ来て下さい、と哀願するように微笑んだ現地人ガイドの笑顔が健康的で、その底に秘められたエネルギーの力強さのようなものを、筆者ははっきりと意識す

ることができた。遺跡というにはまだまだ歴史を刻みたりないソウルの王宮遺構ではあったが、これから先も永遠にそれらを保存しつづけていくに違いない情熱と迫力を、現地の人々の生き様の中から確実に感じとった筆者は、何かほのぼのとした感慨にひたりながら、機上の人となっていた。遠ざかるソウルの夜景が、飛行機の小さな窓の彼方で、すばらしい色彩を放ちつづけていた。

〔埼玉県企画財政部水資源課長〕



▲母なる川、漢江の雄大な流れ

事業報告

建設業経営研修会 開く テーマ・生産性向上による企業収益改善策

3月29日午後、建産連会館センター2階第1会議室において建設業経営研修会を開催した。この研修会は当建産連の構造改善委員会と経営合理化委員会の共同企画で開いたもので、講師にはエービーシーコーポレーション社長横山芳文氏を迎え「生産性向上による企業収益改善策」を主題に2時間の講義を受けた。

同講師は、昭和26年東京大学経済学部を卒業後、印刷業界の大手・共同印刷会社を皮切りに経営管理業務を歴任、平成2年現社を設立、経営コンサルタントとして主に中堅・中小建設会社を対象に経営指導に当たり生産性向上に寄与された経歴の持ち主。

今回も対象を中小・中堅建設業者向けの「労働時間短縮には現場の革新的施工システムの構築が不可欠」との見地に立ち、建設業における生産性向上には、まず、元請、協力業者が一体の建設プレーが重要であり、そのためには責任施工体制を確立し、従来型のドンブリ勘定ではなく、元請、協力会社が各自の利益を独自の作業分野の中で生み出す、いわゆる独立採算性を念頭に努力することである。

機械化施工が必ずしも合理化、省力化とはいえない。機械をもって大がかりなことをしなくとも、作業方法を少し改め身近なムダをなくすだけで効率は大幅にあがるものでということを作業現場の実態をVTRを駆使して実証した。例えば、建築工事における室内壁建て、スラブ型枠作業の改善策、また土木工事における橋梁工事の型枠工事、コンクリート打設などの面でのロスをあげて目で見る形で実感させた。要するに作業改善の鍵は、一つひとつの作業を分析し、絶えず歩掛り工数を引き下げる工夫が大事である。



サブコンの提案で工期3割短縮

改善策は、作業中の無駄を見出し、やり方を変えることによって効率を上げることである。実質生産につながる主作業の時間が今は僅か30%、これが低すぎる。ちょっと工夫して主作業の時間を40%前後まで上げられる。その余地はいまのVTRによる説明の中で分かって貰ったと思う。

建設業では、よく「生産性をあげるには時間内の労働密度を高める必要がある」といわれるが、この考えには疑問がある。製造業でそんなことをいえば「労働強化させる気か」と反発がでよう。無駄な仕事をなくすことと、労働密度を上げることとは違うのである。

密度を上げろというのは「今までのやり方で、同じ時間内でもっとよけいに作れ」ということにもなり、休憩時間を少なくせよとか、歩かないで駆け足で行けとかになり、労働強化となり、結局、疲れるだけで必ずしも生産性の向上につながらない。

作業の改善策とは実際に作業に当たる者の発想で生ずるもので、サブコンから出る改善提案

に耳を傾けることが大事である。

講師は、人・時で生産性を上げるには

①実作業時間率を高めること。これには無駄のない作業、よい段取り、連携プレーを重視する。

②時間当たり標準施工量を増やす。これには作業標準の設定、能力標準、工法の改善

③作業能率の向上。これには習熟度の向上と目標管理的施工体制を整えることである。

④付加価値率向上。これには技術力の増強とコスト管理力の強化である。

以上4項目をあげ、さらに建設業の時間短縮には、現場の革新的施工システムの構築が不可欠として、元・下関係の抜本的見直しの必要性を述べ、最後に「建設業を第2の農業にするな」、「3Kなれば見合う賃金を払え」、「労務・資材のコストアップを発注者に転嫁するな」——と警告した。

定期刊行物

月刊 建設物価

●積算・調達・労務・管理担当者の必携資料

資材の調達・購入・審査や、工事の積算・施工・予定価格の算定などに欠くことのできない有益な資料として、各官公庁はもとより建設業界、民間企業において最も信頼をうけ、広く購読利用されています。

■B5判／約840頁 定価3,700円／別
※年間購読料36,600円／元共
(臨時増刊号年2回・ニュース速報月3回サービス)

月刊 建設統計月報

●建設市場の動きをすばやくキャッチ

建設省の編集による月報で、調査統計の結果を取りまとめた唯一の公表資料です。

建設関連統計、統計解説、建設経済分析研究報告などの記事も掲載。官公庁の行政、民間の事業経営の実務の重責を担う方に必須の資料。

■B5判／約220頁 定価1,350円／元別
※年間購読料14,040円／元共

●お申し込み・お問い合わせは下記へ●

財団法人 建設物価調査会

〒103 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 (フジスタービル)
電話 (03) 3663-8761(代) FAX (03) 3663-8768

専門図書

●平成6年度版

■建設省公表による土木工事標準歩掛等の基準書

建設省土木工事積算基準

建設大臣官房技術調査室／監修
土木工事積算研究会／編 発行／(財)建設物価調査会
／建設行政出版センター

B5判／約880ページ 定価8,900円／送料600円

新刊 一目でわかる
土木工事の施工と積算

■B5判/450頁 ●定価6,000円／送料450円

改訂30版 建設工事標準歩掛

■B5判/1,100頁 ●定価12,000円／送料700円

最新刊 道路維持修繕の施工と積算

■B5判/420頁 ●定価5,500円／送料450円

最新刊 造園修景積算マニュアル

■B5判/320頁 ●定価4,800円／送料450円

理事会・委員会報告

広報委員会



1月26日、正午から建産連会館1階特別会議室において広報委員会を開催し、①建産連ニュース第59号の発行について、②同第60号の編集案について、③ポスター・絵画コンクール及び平成6年カレンダーの処理経過等について、④平成6年度広報・啓発事業についてなどを議題にした。

松本委員長冒頭の挨拶のあと直ちに議題を追って議事を進めた。

はじめ1月15日発行の建産連ニュース第59号搭載記事の要点説明を行い了解を求めたあと、引き続いて提示の第60号（4月15日発行）の編集案項目をもとに趣旨説明を加え意見を求めた。

原案をひとまず了承したあと、次の意見が出た。

① 大手ゼネコン疑惑等相次ぐ不祥事件の発覚によって高まっている国民的不信に応えるために建産連ニュース紙面を通じて、何らかの手を打ってはどうか。

② 業界に係る行政の動きをより細かく記事に取りあげ、会員に提供してはどうか。

意見を交えて協議の結果、①については、各団体における取り組み事項の提示を求め、これを「会員団体の行動計画」として次号に掲載する。②については、今後適宜選択の上、記事と

して取り扱っていくこととした。

次のポスター・絵画コンクール及び平成6年カレンダーの処理経過報告は、第59号「事業報告」の欄に掲載記事を参照し説明し意見を求めた。特にカレンダーについては、小・中学校の需要増に応じるため、来年分は増刷りの方向で検討することとした。

次の平成6年度における広報・啓発活動について諮った。結果、従来からの事業は継続実施とした他、当建産連設立15周年記念事業の一環として、当委員会の取り組み事業について検討することに合意した。次の委員会を4月27日(水)とすることを決め散会した。

理事会



3月9日正午から建産連会館1階特別会議室において理事会を開催し、平成6年度通常総会付議案件の試案及び新規入会申込みの取扱い等を議題に審議した。

冒頭挨拶に立った斎藤会長は、ここにきて新たに中央政界におけるゼネコン疑惑、地方では業界団体からみの談合疑惑が相次いで司直の手が入るなど不祥事が明るみに出たことを憂慮、当建産連としてそれらを他山の石とすることなく、今後共襟を正し社会の信頼に応え努力すべきことを強調、本席は平成6年度通常総会事項を中心に審議を願いたいと要請したあと直ちに議事に入り、議題順に事務局説明を加えて議事を進めた。

まず、平成6年度通常総会開催日程について、開催日時は6月6日午後2時開会、会場及び運営は前年に倣い、議事は当会館センター棟2階第1会議室、引き続いて開く来賓を迎えての懇親会は同3階大ホールとする。来賓招待数は約65名程度を見込むことなどを説明した承を得た。

次に総会付議の事業計画並びに平成5年度収支決算見込み、平成6年度収支予算案の試案等を一般会計、特別会計ごとに概要の説明を行った。説明のポイントは、平成5年度収支決算面では、その執行率は95%、なお、平成5年度にて当建産連会館建設に伴う金融機関からの借入金2億9,000万円が完済となり、今後会員団体拠出金（借入金）の返済に当たることとなるなどの説明が加えられた。

平成6年度事業計画案については、平成5年度実施計画及びその実績に従事して立案、特に平成6年度は当建産連設立15周年に当たることから記念事業を念頭に諸事業を盛り試案として提示し具体的説明を行った。

平成6年度収支予算については、一般会計では前年度対比約1.0%減の1億2,700万円ほどを計上した。会費負担額は従来算定方式で算出、特に増額は行わないものとした。

支出面では金融機関からの借入金完済により800万円余の減額、一方、賃貸料主に建物敷地賃借料（県有地）が16.8%ほどの増のはか借上駐車場の一部値上がり分及び新規拡張（第3駐車場）に伴う費用を含み合わせて約300万円余の増を見込んでいる。駐車場拡張確保によって収容能力は130台ほどとなる。

また、特別会計（センター棟管理運営）はほぼ前年度同額の2,760万円を計上した。

以上を試案として提示し意見を求めた結果、新規駐車場拡張借上げの件とともに了承され、これをもって予算等原案の作成に着手することとした。

続いて、新規に入会申込みの団体として、「埼玉アスファルト合材協会」（中島三枝司理事長、会員数28社）を紹介、入会の是否を問う

た結果、全員の賛同により入会承認することに決した。これにより当建産連の構成団体は31団体となる。

以上をもって議事を終了。引き続いて報告事項として次の3件の説明を受けて散会した。

(1) 中央と地方で組織する「建設生産システム合理化推進協議会連絡会議」の設置について

(2) 経営事項審査制度の改善についての意見提言

(3) 道路交通法の一部改正による過積載に関する罰則等について（本誌本号別項参照）

(W)

「建設共済」加入の奨め

建設共済とは、建設業（専門工事業を含む）に従事する労働者が、業務（通勤）災害により死亡したり、重度の身体障害を残した場合、または、傷病の状態にある場合に国の労災保険の給付に上乗せて一定額の共済金を給付する制度です。

特長は、①元請・下請を問わずすべての工事現場を補償②共済金の受取は事業主で速やかな支払い③代表者（共済契約者）も補償掛金は不要④被災者の子を対象とした育英奨学金の給付（返済不要）——などがあります。

共済金は、死亡共済の場合1,500万円～、他に傷病共済、障害共済の場合は1～7級に区分され一定額の共済金が支給されます。

共済掛金は、直前1年間の完成工事高に所定の掛け率を乗じて算出します。

なお、詳しいことは（社）埼玉県建設業協会が本県の取扱い窓口になっていますのでお尋ね下さい。（電話048-861-5111㈹）

埼玉県建設生産システム合理化推進協議会開催

調査事業 2 件の実施を決める

埼玉県建設生産システム合理化推進協議会（藤村光男会長）は、2月25日建産連会館1階特別会議室において本年度第2回目の会議を開催し、中央での動きなどの報告を行ったあと、平成6年度に向けて同協議会が取り組むべき事柄について協議を行った。

はじめ挨拶に立った藤村会長は、昨年の7月開催してから半歳余、この間の情勢はめまぐるしく変化、中でも建設産業界をめぐる新事態は極めて厳しい状況下にあると認識しているとしたうえ、当協議会が今後取り組むべき事項について意見等を受けたいと要請した。

また、同会長は、去る2月17日東京で開催の「建設生産システム合理化推進協議会連絡会議」の構成員として出席、この会議の経過を報告の形で述べ、この連絡会議設置の経緯等について事務局よりの説明を依頼した。

この協議会連絡会議は、中央の協議会とともに地方協議会が情報交換を行う場として設置されたもので、去る2月17日東京・霞ヶ関ビル33階東海大学校友会館において初の会合を行い今後の運営等について協議した。会議は原則年1回開催とし、事務局は全国建産連と建設業振興基金に置く、両者合議の上運営することとした。

初会合の当日は、建設省より建設業課長、建設振興課長、労働資材対策室長、建設業構造改善対策官らが同席、席上当協議会と静岡、岩手の各協議会が相次いで活動状況報告を行い、高い評価を得たことが説明に加えられた。

統いて議題とした今後の取り組みについて協議を行った結果、①就職（進学）希望等に関する意識調査、②建設産業における就職・退職等の「実態調査の2件を次の要領にて実施するこ



ととした承された。

実施方法は、調査対象を県内技術系大学及び県立工業高校とし、幅広い選択肢を設定し解答を求める。特に②については就職後の離・転職の状況を探ることを主眼に学校当局の協力を求めることとする。なお、調査結果は冊子にまとめ会員団体に提供することとする。以上をもって議事を終了。最後に3月29日開講の「建設業経営研修会」に受講協力を要請して閉会した。



告 知 板

県庁組織改正

(4月1日付)

県は、新たな政策展開を効果的に推進するため一部の部局の組織替えを行い、四月一日から新体制の下で執務とした。

組織改正による新設は、本庁関係で6課室、5職制、名称変更は本庁で3課1職制と出先機関の1所である。また、再編等によって組織の廃止は、本庁で3室、2職制、出先機関の2所である。

総務部関係

市町村課と地域政策推進課（企財部）の事務を再編し、「地域総務課」を新設し、また、企財部の地域政策推進課を総務部に移管し、「地域政策課」とする。

再編の地域総務課、市町村課及び地域政策課の事務を掌理する「地域振興局長」（職制）を新設する。

環境部関係

環境総務課、地球環境保全推進室及び環境審査課の事務を再編し、「環境政策課」を新設する。これに伴い地球環境保全推進室を廃止する。

住宅都市部関係

都市計画課と建築指導課の事務を再編し、「都市政策課」を新設する。都市政策課及び都市計画課の事務を掌理する「都市政策監」（職制）を新設する。

新都心中核施設整備室の名称を「新都心施設課」に改める。

土木部関係

「県内一時間構想」等道路網の整備を推進するため、道路建設課、道路維持課、大規模道路建設推進室長及び都市計画課（住宅都市部）の事務を再編し、「道路企画課」を新設する。これに伴い大規模道路建設推進室長を廃止する。

生活福祉部関係

高齢化社会対策推進室に福祉のまちづくりや老人保健福祉計画に関する事務を移管し、名称を「高齢社会対策課」に改める。また、高齢社会対策課及び高齢者福祉課の事務を掌理する「高齢社会政策監」（職制）を設置する。これは高齢化社会対策監の名称変更である。

衛生部関係

平成10年開業に向けて設立準備を進めるため「看護・福祉系大学設立準備室」を新設する。循環器病センター準備事務所を廃止し、名称を「小原循環器病センター」に改称。

商工部関係

テクノグリーン構想推進室、産業政策課工業立地係及び商工観光課高次商業都市構想担当を統合し、「産業立地課」を新設。また、産業支援施設整備室長、地域産業文化センター整備室長及び産業立地課の事務を掌理する「産業立地企画監」（職制）を新設する。これに伴いテクノグリーン構想推進室は廃止する。

労働部関係

中高年齢者・女性労働施策の総合的推進を図るため「労働企画室長」（職制）を新設する。

その他

広報広聴課の報道担当を直轄に移管し、知事室長の下に「報道長」（職制）を新設する。



改正道路交通法（過積載関係）概説

埼玉県警察本部

道路交通法の一部を改正する法律が、平成5年5月12日に公布され、平成6年5月10日に施行されることとなりました。

改正法にはいくつかの改正が行われましたが、建産連会員団体が特に係りの深い車両における「過積載」の面でQ&A形式、つまり質疑応答の形で答えることいたしました。

このほか、疑義の点は警察本部交通指導課又は最寄りの警察署交通関係課におたずね下さい。

Q & A

Q 1 過積載に関する今回の主な改正点はどのようなものですか。

A 改正（過積載関係）の目的は、過積載違反を取巻く構造的な問題に総合的に対処することであり

- (1) 警察官の権限の明確化
- (2) 使用者に対する過積載車両の使用制限
- (3) 荷主等の過積載要求行為の禁止
- (4) 過積載車両の運転者に対する罰則の強化

が主な内容となっております。

Q 2 どのように警察官の権限が明確化されたのですか。

A (1) 積載物の重量の測定等（道路交通法第58条の2）

警察官は、過積載をしていると認められる車両が運転されている時は

- 車両を停止させる
- 運転者に自動車検査証等の提示を求める
- 積載物の重量を測定する

ことができるようになりました。これに応じない者は違反となります。

(2) 過積載車両に係る措置命令（道路交通法第58条の3第1項）

警察官は、過積載をしている車両の運転者に対し、過積載分の積載物をその場に取り下ろさせ、又は他の車両に積み替えさせる等の措置命令をすることができることとなりました。注1 この命令に従わない者は違反となります。

(3) 通行指示書の交付等（道路交通法第58条の3第2項）

警察官は、その場において前記措置がとれない場合は、過積載の程度等により運転者に対し指示した事項を遵守し運転させ、過積載とならないようにする必要な措置をとるよう命ずることができることとなりました。注2

この命令は「通行指示書」を交付して行いますが、この命令に従わない者は違反となります。

なお、「通行指示書」については携帯義務があります。

Q 3 どのような場合に過積載車両の使用制限がされることとなったのですか。

A (1) 過積載車両に係る指示（道路交通法第58条の4）

前記注1又は注2の命令がなされ、その車両の使用者が過積載を防止するための必要な運航管理を行っていると認められない場合は、使用者に対し必要な措置をとることを指示することができることとなりました。この指示は、公安委員会が行う処分であり、自動車使用制限処分

の前提となります。

(2) 過積載車両に係る自動車の使用制限（道路交通法第75条の2 第2項）

前記指示を受けた後1年以内に指示を受けた車両で過積載の運転が行われ、その使用者がその自動車を使用することが、著しく交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、公安委員会は3月を超えない範囲内で自動車の使用禁止を命ずることができることとなりました。

Q 4 荷主等の過積載要求等行為の禁止とはどのようなことですか。

A 過積載車両の運転の要求等の禁止（道路交通法第58条の5）

自動車の使用者以外の者は、車両の運転者に対し、過積載車両の運転を要求する行為をしてはならないこととなり、これに違反する行為が反復されるおそれがあるときは、その者に要求行為をしてはならない旨を命ずることができることとなりました。この規定の自動車の使用者以外の者とは、荷主・荷受人・販売業者等のことです。なお、警察署長が命じたこの再発防止命令を受けた後、更に要求等行為があった場合には処罰されます。

Q 5 過積載車両の運転者に対する反則金等はどのように強化されるのですか。

A 今回の改正で、反則金並びに点数は次のとおり引き上げられました。

違反内容	改旧区分	大型	点数	普通	二輪	原付	点数
10割以上	改正	※	6	3万5千円	3万円	2万5千円	3
	旧法	1万5千円	2	1万2千円	9千円	7千円	2
5割以上	改正	4万円	3	3万円	2万5千円	2万円	2
	旧法	1万2千円	2	9千円	7千円	6千円	2
10割未満	改正	3万円	2	2万5千円	2万円	1万5千円	1
	旧法	9千円	1	7千円	6千円	5千円	1

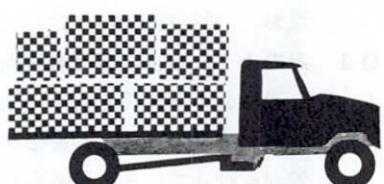
※印は、非反則行為（反則金では済まない違反）で6月以下の懲役又は10万円以下の罰金となります。

・注(1)関連

命令に従わない場合「3月以下の懲役又は5万円以下の罰金」が課せられます（道路交通法第119条）。

・注(2)関連

命令に従わない場合注(1)と同様処罰されます。



機械・設備貸与制度について

この制度は、県内の中小企業者が希望する機械・設備を埼玉県中小企業振興公社が企業者の指定する販売業者から購入し、長期・低利で「割賦販売」または「リース」する公的制度です。

対象企業

建設業関係の対象企業は、下記のとおり。

土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、建築工事業又は型枠大工工事業を行っている企業であって、都道府県土木主管局長が次の各号について認定したもの。

- (1) 前年度における総収入に占める当該事業（兼業の場合は合算）による収入の率が60%以上であること。
- (2) 最近2ヵ年間平均年間完成工事高が10億円以下の企業。

電気工事業を行っている企業であって、建設法第3条の規定による許可を受けたもの。又は電気工事の業務の適正化に関する法律第3条の規定による登録を受けたもの。

地質調査業

以上

対象設備

- ・トラクタ（バケット、ブレード等の装置等のアタッチメントを装備しているものを含む）
- ・掘削機（ショベル系に限る）
- ・杭打機（場所打杭施工機械、アースオーガ併用杭打機及び油圧式杭圧入引抜機に限る）
- ・クレーン付きトラック
- ・建柱車（電気工事業に限る）
- ・作業者（伸縮作業台又はバケットを装備し、高所の工事が可能な固定式のものに限り、電気工事業に限る。）

- ・コンクリートポンプ車（ブーム車に限る）
- ・単管自動ケレン・選別機

以上

利用要件

- (1) 県内で事業歴が1年以上あること。ただし、設立後1年未満の企業も対象になる場合があります。
- (2) 同一年度内に中小企業設備近代化資金の貸付を受けていないこと。
- (3) 大企業による出資額及び発行株式総数の3分の1以上でないこと。
- (4) 県内に設置する機械であること。
- (5) 既に設置してある機械、中古の機械でないこと。

申込み等

受付は、商工会議所・商工会・当公社で随時行っており、所定の申込書に記入の上、必要書類を添付して申込みます。

なお、制度には貸与限度額、償還方法等所定の要件が付されていますので、詳しいことは、下記にお尋下さい。

埼玉県中小企業振興公社

設備貸与課

電話 048-647-4101代

FAX 048-645-3286



企画シリーズ・県内文化遺産めぐり

古寺社探訪(10)

「彩の国」秩父路を彩るものは三十四ヵ所の札所であろう。室町時代から西国・坂東とともに日本百観音靈場として庶民の信仰をあつめている。江戸時代には数多くの巡礼がこの狭い秩父谷に来て巡拝の旅をつづけたが、今も菜の花が咲き、桃の花の香りが山野に流れるころの巡礼姿は秩父路をいろどる風物詩である。本誌では古寺社探訪の締めくくりとしてこの秩父34ヵ所札所を順を追ってその一端を綴ることとした。(W)

第一番 妙音寺

(秩父市板谷418)

この妙音寺は、本誌第59号の表紙絵として掲げ一部説明を加えたが、山号を誦経山と称し禪・曹洞宗に属し、秩父地方では妙音寺というより四万部寺といった方が通りがよい。その理由は、地名からきたものともう一つは次の言い伝えがおこりとされている。

秩父の観音靈場を開いた一人といわれる性空上人の弟子の幻通が、遺命により永延2年(988)にここ秩父に来て四万部のお経を読み、後世に仏縁を伝えるために経塚を築いたことから呼ばれるようになったとも伝える。

本尊は、聖觀音菩薩で聖武天皇の頃(724~48)、行基が仏教布教のため諸国巡錫の旅の折にこの地に来て、自ら像を刻んで堂宇を建立したのが寺の創建と伝えられている。

秩父札所巡りをする人は、まず一番札所であるこの妙音寺を訪ねる。門前に「民宿一番」の看板をかかげる家を目にしながら石段を7段ほど登ると山門、この山門は昔は大きかったが明治10年頃門前の巡礼宿からの火災で類焼、その後再建したのが現在の山門、真っすぐの参道の奥に屋根の反りが美しい線を描いている立派な

本堂が見える。参道の右側に「座禅石」がある。禅像が瞑想をこらしたところといわれる。

交通・西武秩父駅より西武バス皆野行で一番札所前下車。

第二番 真福寺

(秩父市山田3095)



この寺は、一番札所妙音寺から歩いて40分、標高660m余の高篠山の中腹にある。山号を大棚山と称し禪・曹洞宗に属す。本尊は聖觀音菩薩で室町時代の作という。お堂は3間4面、開基は大棚禪師。寺伝によると禪師が鬼丸という岩屋にこもって修行している時、一人の老婆が帰依し過去のもうもろのことを懺悔して持っていた杖を残していざれかに去った。禪師はその老婆を哀れに思いその供養のためにお堂を建立した。これがこの寺の草創という。

明治の中ほどに火災に遇い、現在のお堂は明治36年頃建て替えられたもので、昔は立派なものであったといわれるが、現在は無住、近くの光明寺が管理している。

交通・西武秩父駅西武バス定峰行で光明寺入口で下車、歩途40分。

第三番 常泉寺

(秩父市山田1329)

この寺は、山号を岩本山と称し禪・曹洞宗に

属し、本尊は聖観音菩薩、2番札所寺より途歩60分。

バス通りから左に曲がり自然石での石段7～8段上ると本堂が目につく。観音堂は唐破風の彫刻の見事な建物である。このお堂は江戸時代の末期に秩父神社の境内に薬師堂として建立されたものであるが、明治維新の神仏分離令により明治3年に現在地に移築されたものである。この寺は通称岩本寺と呼ばれ、古来厄除として信仰をあつめ、「厄除観音」としたため見事な扁額が目にとまる。

交通・西武秩父駅西武バス定峰行で山田下車、歩途10分。

第四番 金昌寺

(秩父市山田1803)



この寺の山号は高谷山と称し、荒木寺とも呼ばれ禪・曹洞宗に属し、本尊は十一面観音菩薩である。寺伝によると、昔この近辺に荒木丹下という人に嫌われた男がいた。ある時、巡礼に対し「神国の米を異教徒に与へるいわれはない」と乱暴をはたらいた。これを娘にさとされてから仏教に帰依し、堂宇を建て仏恩に報じた。これが寺のおこりとされる。

この寺の仁王門は、宝暦8年の造営で安定觀と力強い表現力を示しており、秩父地方の代表作。仁王門をくぐって参道の両側そして本堂から奥の院までの間に1,300余体の石仏は見事である。なぜこの金昌寺にこれだけの石仏が集

まったかというと、寛永元年（1624）にこの寺の住職であった古仙登嶽和尚が、お寺の繁栄と天災や病氣で亡くなった人々の供養のために石仏千体を安置することを発願、7年の歳月をかけて実現したものといわれ、その後、信者たちの寄進が続き数が増え、中には羅漢像、観音様、地蔵様、13仏など珍しい石仏が多く、この石仏のために足を運ぶ人が多いともいわれる。

交通・西武秩父駅より西武バス皆野行か定峰行で金昌寺前下車、途歩5分、三番札所寺より歩いて20分。



朱印納経 第二番 ▲

▼ 第四番



建産連だより

—会員団体の動静—

県立工業高等学校生徒の 工事現場見学会実施

(社)埼玉県建設業協会

埼玉県若年建設従事者入職促進協議会（会長

・武井 清 埼玉建興㈱社長）は、平成2年4

月に設置されて以来若年労働者の入職を促進するため、県土木部や労働、教育機関と密接な連携を図りながら意見交換、調査研究、要望活動、広報等、積極的に諸事業を展開しております。

特に、土木建築系県立工業高等学校を対象とした建設工事現場見学会は、将来の建設業を担う若い人たちが活力ある建設現場に接し、建造物を創造する魅力を肌で感じてもらい、これから進路を決める際に役立ててもらうことを目的として実施しているもので、教育サイドからも好評を得ております。

既に実施した学校は5校8クラスで次のとおりである。

年 月 日	学 校 名	学科学年	見 学 現 場	参 加 者	
				生 徒	教 師 等
平成4.11.17	県立 春日部工業高校	建築科2年 2クラス	・県民芸術劇場新築工事 (仮称) ・大宮リサイクルセンター (稼働中) ・鴻巣保健所新築工事	83	8
平成4.11.20	県立 川越工業高校	建築科2年 1クラス	・大宮リサイクルセンター (稼働中) ・平和資料館新築工事 (仮称)	41	7
平成5.2.10	県立 熊谷工業高校	建築科2年 1クラス	・坂戸市西清掃センター新築工事 (仮称) ・大宮リサイクルセンター (稼働中) ・県民芸術劇場新築工事 (仮称)	43	10
平成5.11.12	県立 与野農工高校	土木科1年 2クラス	・浦山ダム ・秩父公園橋 (仮称)	81	9
平成6.2.9	県立 浦和工業高校	設備システム科 2年2クラス	・東部清掃組合第一工場ごみ処理施設 増改築工事 ・加須市総合文化センター新築工事 (仮称)	72	9

街路樹剪定研修会開かれる

(社)埼玉県造園業協会

埼玉県土木部道路維持課主催による街路樹の剪定研修会が平成6年2月10日大宮第二公園緑地化指導センターにおいて講師は、元東京都建設局公園緑地部で公園植栽樹計画、施工管理等を担当、街路樹については特に研究熱心な理論と実際を兼ねそなえた藤田 昂先生を招き、当協会共催の下で開催された。

研修は講義2時間、実技1時間30分の内容で開催された。講義については、街路樹と緑についての他、景観の構成・調和・街路樹形の維持や、都市の緑と街路樹、道路空間と樹形、樹形の在り方等を基本に剪定の必要性の講義で、約15分間の休憩をはさみ実技が行われた。

当初予定したモデル樹木は第7調整地の池堤にあるイチョウの木であったが、折からの強風(県内には強風注意報発令中)のため危険とのことで第二公園のテニスコート内にある「ハンテン木」に変更し、寒い外業であったが講師自ら木に登られ剪定指導を行った。

剪定講師のアシスタントとして㈱小林造園土木社長小林一郎氏が当たり立派なハンテン木の樹形として街路樹風に仕上げられた。

受講生も皆、講義・実技とも最後まで熱心に受講され、これを機会に今後県内の街路樹がよりふさわしい都市の緑として役立てば幸いである。

独占禁止法・建設業法講習会開催

(社)埼玉県環境安全施設協会

去る平成4年度に当協会の会員の一部が公共工事をめぐる独占禁止法違反行為を行ったことにより、公正取引委員会の審決をうけ、建設大臣及び埼玉県知事より厳重な指示をいただき、各関係機関に多大のご迷惑をおかけしました。

私どもは、このような違反行為の再発を防止するため、平成5年1月と3月の2回に公正取

引委員会からご出向をいただき、独占禁止法の受講をしました。また更に徹底を期するため、(財)建設業適正取引推進機構の斡旋により、公正取引委員会及び建設省から係官のご出向をいただき、平成5年10月20日に大宮市内で標題の講習会を開催し、会員企業及び会員外の関係企業から84名が受講、今後の受注活動に更なる意識改革を反映させることにしたのであります。

入札制度の変更は慎重に

埼玉県下水道施設維持管理協会

日本の入札制度には批判となっている。談合も無論転換する課題であろう。一方、業者には、「のれん」「信頼」が、中核となって重要なポイントである。米国では、この頃、外食とか保険等に進出しているが、全くビジネスで割切っている。この結果は「保証期間内容」「アフターサービス」「交通安全の見積」「工事の借地」などが問題となる。いうならば欠落する。近時、割切型が多くなってきたが、正に紋欠郎商法でその契約で相互関係一切零になって仕舞う。保証期間の延長等、仲々問題があるが後の修繕などは全く交渉で別の業者が施工することになる。この費用、見積、入札の繁雑は行政上は大変である。なお当初の図面の保有なども決める必要がある。これらの長短を細部に検討し、総合的見地からの対策が求められる処である。「角をためて、牛を殺す」ことにならぬ配慮する必要があろう。世論に流されないよう。

可能性に挑む

埼玉県建設大工工事業協会

平成6年2月7日、第17期定期総会も無事に終わりました。今年は役員改選の年に当たり、世の中の不況を反映して、仕事量の減少もあり、我々専門工事業の進むべき道を真剣に模索しな

がら解決して行かなければならない事を考え合わせ、役員の人選は重要な要素を含んでいる上に立って、会長選出は、2度にわたる会議の結果、㈱新井工務店、代表取締役目黒有氏が再選されました。副会長以下の入選については会長一任を満場一致で決定し、地域別に役員を選び、毎月の情報交換会により有利な条件にして行きたいと願います。

又、当協会の次代を負う若者達への期待も多く新たなる決意のもと青年部「埼青会」を結成しました。埼玉県下は云うに及ばず、他県との交流を計り、若年労働者の雇用対策、現場事故防止、新材の導入に対する研究会等、幅広い分野で活躍すべき助成金も定め、原点に立ち返り不況と戦うべき心を新たにしました。

骨材業界に理解を！

埼玉県砂利協同組合連合会

新しい年になり政府の不況対策の遅れから、業界の苦しみはよく分かるが、長い目で見た骨材産業はこれで終わりではない。明日があると夢と希望のある明るい将来を求めて頑張って下さい。

私達の産業は、無限ではありません、有限です。生産に必要な地下資源、山の資源を大切に守りましょう。碎石と競合する面が多いので、近い将来には必ず碎石、砂利の一本化「骨材協会」の誕生こそ望ましいと思います。

産業の発展に必要な骨材としての役割は、道路に建物に橋梁になくてはならない資材であります、量的に不足しています。最近いわれている過積載をなくし正常な輸送による価格の安定、そして交通事故防止、誰れもが求めているところです。

本年こそ我々業界は、生産基盤の確立と併せ企業の合理化により価格の安定を求め、生コン業者の皆様方に理解ある協力を願い、建産連の皆様と共によき環境の下に企業が繁栄することを祈る次第であります。

住宅防火講習会開催について

(社)埼玉県建築住宅安全協会

本年度第二回目の「住宅防火講習会」を、149名の参加者を集めて去る1月28日に川越市内で開催しました。この講習会は、わが国の火災による死者の約90%が住宅火災によるもので、そのうちほぼ半分を65歳以上の老人が占めている現状に鑑み、設計段階での防災上の配慮と日常の適切な維持管理、さらには個人住宅用スプリンクラー、簡易自動消火装置、煙感知機などの防災機器の活用等、住宅防火対策を推進する目的で昨年度から県と共に開催しているものです。マイホーム新築の際にこれら3つのすべてを備えた工事を行うと、住宅金融公庫の50万円割増融資制度が利用できます。住宅火災を未然に防ぎ、また、万一出火した場合にも被害を最小限にとどめるためにも、今後活用されることを期待しています。

当日は、主催者挨拶の後、県の建築指導課並びに消防防災課から「住宅火災の現状と高齢化社会について」「住宅防火設計の考え方について」「埼玉県内の火災状況について」講義を頂いた後、防災映画の上映と「住宅内災害の建築物等の的確な維持管理について」説明を行いました。

平成5年度第2回会員懇談会開催

(社)情報通信設備協会埼玉県支部

当協会は、去る2月22日午後2時から大宮ソニックスシティに於いて標記懇談会を開催した。

この懇談会には、関東地方本部より横田充穂関東組織委員長（兼埼玉県支部長）並びに福島和義保守問題委員長が出席され、各々関東地方本部、埼玉県支部の現況や保守問題につき説明があったる

横田委員長より、九州が提唱する「N T Tの端末機器兼業禁止運動」、「変貌する情報通信産

業とその将来—激動の時代を乗り切る方策について（情報通信総合研究所提供）」等についてデーターによる説明があり、4月27日開催の関東地方総会、6月16日開催の全国総会に多数の出席が要望された。

福島委員長より「保守業務のしおり（マニュアル）」、「通信機器の保守について」等の資料により、保守の重要性について具体的な説明があった。

さらに賛助会員として出席された、沖電気工業㈱、埼玉ナショナル通信特機㈱、㈱富士通、日本テレコム㈱、日本高速通信㈱等の担当者より各社の状況、新商品の説明がなされ、質疑があった。

このあと、会食を共にし盛会裡に終了した。

組合活動について

埼玉県内装仕上工事業協同組合

当組合は県内の内装仕上業29社と県内にネットワーク事業所をもつ、19社の賛助会員（メーカー商社）で構成しております、内装の大規模プロジェクト工事からインテリア、リフォーム工事まで成し遂げられる施工能力や資質の向上、技術研鑽に日々励んでおります。またPRパンフレットを作成し、①県外大手ゼネコンが受注した建築工事の内装下請けは、当組合会員企業を最優先されるようご指導願いたい。②内装改修工事、リフォーム等、分離発注可能な工事については是非とも当組合を指名願いたい。

以上2点を最重要項目として県下92市町村にもれなく陳情に伺っている所で有ります。

その他平成6年度後半の主たる事業計画、①内装仕上施工（天井ボード仕上工事作業、鋼製下地工事作業）の技能検定の推進に実技実施団体として協力する。②若年技能士養成を目的とする教育研修会、技能向上訓練及び施行講習会を開催する。

・会員相互の団結と協調を一層深める為に、

各種レクリエーションを開催し親睦に努める。

新入会団体紹介

・埼玉アスファルト合材協会

理事長 中島 三枝司

(所在)

浦和市鹿手袋4-1-7

埼玉建産連会館3階

(事務局長 中 時蔵)

電話 048-838-5636



連合会日誌

- 1月6日 県へ新年年賀挨拶 斎藤会長
- 1月7日 埼玉新聞社賀詞交換会（浦和コルソ） 斎藤会長出席
- 1月10日 埼玉県知事との新春懇談会 斎藤会長出席
- 1月12日 建設省等へ新年年賀挨拶 斎藤会長
- 1月17日 (社)全国建設産業団体連合会正副会長会議、理事・評議員会合同会議（東海大学校友会館）に正副会長等出席
- 1月26日 広報委員会
建産連ニュース第59号の発行、第60号の編纂、平成6年カレンダーの処理経過について
- 1月27日 暴力追放薬物乱用防止県民大会（埼玉会館）に参加
- 2月15日 さいたま新都心促進協議会平成5年度 YOURS360セミナーに金井常務理事出席
- 2月17日 建設生産システム合理化推進協議会連絡会議、広報委員会幹事会（東海大学校友会館）に斎藤会長等出席
- 2月18日 建設業経営講習会
「国内外の建設市場動向について」
(社)埼玉県建設業協会、東日本建設業保証㈱埼玉支店との共催 後援 埼玉県
於 埼玉建産連会館センター3階大ホール 受講者93名
講師 (社)建設経済研究所 常務理事 長谷川徳之輔 氏
勤労者福祉施設担当者会議（川島町共同福祉施設）に須賀所長出席
- 2月25日 第5回建設生産システム合理化推進協議会
中央と地方による「建設生産システム合理化推進協議会連絡会議」の設置、調査事業等について協議
- 3月9日 正副会長会議
正副会長において理事会付議議案について事前協議
理 事 会
平成6年度通常総会日程、平成5年度一般・特別両会計収支決算見込み、平成6年度一般・特別両会計予算編成の方針、会員の入会等について協議
- 3月16日 (社)全国建設産業団体連合会の振興基金に対する陳情 斎藤会長
- 3月17日 (社)全国建設産業団体連合会の建設省に対する陳情 斎藤会長
- 3月18日 (社)全国建設産業団体連合会総務・構造改善対策委員会合同会議（東海大学校友会館）に斎藤会長等出席
- 3月29日 研修会
「生産性向上による企業収益改善策」
於 埼玉建産連会館センター2階第1会議室
講師 ㈱エービーシーコーポレーション
代表取締役社長 横山芳文氏 30名参加

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿（順序不同）

(平成6年4月15日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 島村 治作	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 岡村 喜一	"	"	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本 孔志	"	"	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉支店	支店長 長谷川忠欣	"	"	048(861)8885
埼玉県鉄構業協同組合	理事長 渡辺 健市	"	"	048(864)7361
埼玉県電気工事工業組合	理事長 大曾根正男	大宮市宮原町1-39	330	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 今泉 康次	与野市下落合4-14-11	338	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 山田 光起	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	"	"	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 坂本 勤	"	"	048(861)8221
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 岩堀徳太郎	"	"	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 高岡 敏夫	"	"	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 柿沼 國治	"	"	048(866)1773
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 星野 謙吾	"	"	048(866)4061
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 清水 茂三	"	"	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	"	"	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 銀二	上尾市本町1-5-20	362	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 松野 俊弘	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360	0485(22)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 沢田 広	大宮市三橋2-402	331	048(644)7417
(社)埼玉県環境安全施設協会	会長 清水 義夫	浦和市宿285-2	336	048(855)2163
(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(865)0391
埼玉県内装仕上工事業協同組合	理事長 石田 信向	川越市今成町492-2	350	0492(45)1771
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 松江 果	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 茂三	"	"	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	"	"	048(866)4331
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	大宮市浅間町1-4-4	330	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 田貝 博	浦和市別所3-32-1	336	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 田中 瑞穂	浦和市南浦和3-17-5	"	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 渡辺健治郎	浦和市高砂3-10-4	"	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 中島三枝司	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(838)5636



埼玉県交通安全
シンボルマーク

危険です!!
やるまいさせまい
過積載

建産連ニュース 第60号

平成6年4月15日発行

発行
法人
埼玉県建設産業団体連合会
企画・編集 広報委員会

〒336 浦和市鹿手袋4丁目1番7号
電話 048-866-4301

印刷

東京都北区東田端2-4-4
株式会社みづほ

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ
の条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属しま
す。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ
いても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記
の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月